

平成27年第4回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成27年12月10日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	20番 稻岡正一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

3番 川人敏男	4番 檜原伸
---------	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 藤井正助
政策監 市原俊明	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 高島輝人	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	教育次長 吉田一夫
教育次長 高田稔	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三浦康雄	健康福祉部次長 安丸学
産業経済部次長 阿部芳郎	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 大塚洋一	土成支所長 郡久美子
阿波支所長 秋山雅彦	会計管理者 三木利彦
財政課長 石川久	水道課長 塩田英司
農業委員会局長 妹尾明	監査事務局長 那須啓介

職務のため出席したものの職氏名

議会議務局長 坂 東 重 夫

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（木村松雄君） ただいまの出席議員数は18名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（木村松雄君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、7番吉田稔君の一般質問を許可いたします。

7番吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） それでは、7番吉田稔、議長の許可を得ましたので、一般質問をいたしてまいります。

まず第1番目に、企業誘致についてということで質問させていただきます。

昨日も、質問の中で、地方活性化のためにはやはり仕事をできる場が大事だというような話、多くの方がしておりました。阿波市は、農業立市ということで、市長も力を入れております。農業の振興、それから農業にかかわる、また6次産業化で起業を期待する。もう一つは、市外、県外からのやはり大手の優良な企業を誘致するということも、手っ取り早い地域振興策になろうかと思っております。

ちょうど西長峰というところがインターチェンジに近いということで、県のほうが力を入れて、工業団地をつくっていただいております。今3社誘致して、結構地元の雇用もしていただいております。地元には非常に期待をされているところでございます。あと一区画が空いているんですが、去年3月ですか、段ボール製造メーカーの日本屈指の企業だそうなんですが、レンゴー株式会社と知事並びに市長、3者で覚書を交わしたということが新聞報道にございました。たしか予定では27年度中の操業と新聞報道ではなっていたんですが、現在ちょっと工業団地、私も見てみますと、まだ更地のままで、造成にもかかっておりません。地元は、非常に大手が来てくれるので期待しておるんですが、その後どうなっているのか。ちょうど政策監、県のほうから来ていただいておりますので、県が窓口で、市も一緒に交渉はしているそうでございますので、政策監のほう

から進捗状況を詳しくお聞かせいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（木村松雄君） 市原政策監。

○政策監（市原俊明君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、吉田稔議員のご質問、レンゴー株式会社の開業予定についてお答えを申し上げます。

本市には、土成工業団地と阿波町の西長峰工業団地の2カ所の県営工業団地がございます。このうち、議員ご質問の西長峰工業団地でございますけれども、平成元年度から平成4年度にかけて、県のほうで12.2ヘクタールが造成されたものでございます。その後、平成7年には水島プレス工業株式会社、それから平成9年に船場化成株式会社、少し間をあけて、平成22年度にはメテック株式会社が操業を開始いたしております。そして、造成から二十数年たったわけでございますけれども、昨年3月には、徳島県知事、徳島県企業局、それから阿波市、レンゴーによりまして、工業立地に関する覚書が交わされまして、最後の1区画3.12ヘクタールにレンゴーの進出が決定をしたところでございます。

このレンゴーでございますけれども、明治42年、我が国で初めて段ボールを世に送り出した会社でございまして、以来国内外に多くの生産拠点を有する段ボール製造メーカーでございまして、包む、装う、そして物の流れを最適化するなど、あらゆる産業の全ての包装ニーズに働きかける大企業でございます。

今回の進出に当たりましては、このレンゴーグループの連結子会社であります、現在徳島市に本社がある株式会社サンコー、ここが規模拡大に伴いまして、生産機能を移転させる予定ということになってございます。

株式会社サンコーにつきましては、四国での事業拡大を目指しまして、顧客企業向けに段ボールシートと段ボール箱を受注生産いたしまして、耐水性や導電性にすぐれた箱など、高付加価値製品の生産体制も整える計画というふうに伺っております。

平成26年3月の進出決定当時の計画では、平成27年度中の操業開始を目指すと伝えられておりましたけれども、その後工事が進捗をしていない状況となっております。このことにつきまして、本市におきましても、会社側の真意を確認するため、本年の6月、それから11月に県の企業支援課と同行いたしまして、レンゴー株式会社大阪本社を訪問し、情報収集に努めてきたところでございます。また、去る11月15日に開催いたしました阿波市防災フェスタの際には、株式会社サンコーから、大規模災害発生時の避難所に

おける、避難者が使用できる段ボール製簡易ベッドの参考出展、これをいただきまして、この際に社長に直接早期着工への要望をお伝えしたところでございます。

これまでのお話の中で、着工のおくれにつきましては、円相場の変動や、それから経済状況の変化などによる建築資材等の高騰、あるいは施設維持経費等の変動が主な要因であるというふうに伺っております。けれども、建設計画そのものに大きな変更はなく、継続して鋭意策定しているところであり、中止の意思はないとの説明を受けております。

市におきましては、操業の早期開始が地域経済の活性化と地元雇用の場の確保につながることを踏まえまして、企業局、県のほうとも情報共有を図りながら、できる限り早い着工をレンゴーに働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） 民間企業ですので、経済情勢、あるいは社会情勢、あるいはその会社の内容、それぞれ鑑みて決定するんだろうと思いますが、地元としては非常に期待しております。今年も、高校を卒業する生徒さんから、レンゴーが来るらしいんだけど、まだ求職の案内がないというようなことを聞きました。地元としては非常に歓迎しておりますので、どうか相手の社長と会う機会があれば、市長、また再度要請していただきたいと思います。地元は、温かく歓迎しているということをお伝え願いたいと思います。

1番の質問は終わります。

2番目の質問としまして、耕作放棄地の再生利用についてということで質問いたしております。

皆さんの地元でもあると思いますが、耕作放棄地というのが目立っております。車寄せ、あるいはトラクターが入りやすいようなところは結構借り手もおるんですが、雑木が生えたような土地となると、やっぱり後回しに、敬遠されております。地主も、雑木が生えるまで放っておくのかということ、周囲の方からもちょっと迷惑がられておるところでございます。ところが、耕作放棄地しようと思うて農家もしたんではないと思います。お米も、割に合うんなら、そういったところもお米を植えたはずでございますが、我々も一緒でございますが、米をつくっても、1反当たり3万円前後は赤字でございます。それを赤字覚悟でやってくださいって言うても、やっぱりできない方もたくさんございます。また、若い息子さんやは都会へ出ておまして、じいちゃん、ばあちゃんが残っていると。トラクター乗りよったんが乗れなくなって、土地をひきたいけどひけな

いということで、やむを得ず雑木が生えてしまったというような土地も結構あります。農業委員、私もやっておりますが、農業委員とか農協、土地改良区、あるいは農地・水の保全団体も、土地の流動化ということでお世話しておるんでございますが、雑木が生えた土地というのは、なかなか借り手がございません。ススキが生えた程度なら、トラクターも微速で耕せば何とか耕せるので、そういったところはまだ借り手があるんでございますが、ユンボを入れて、重機を入れて木の根を抜かないかんとすると、借り手がなくなります。地主が木を抜いて、農業できるような農地にしてくれれば借りますと言う農業法人とか、中核農家、認定農家もあるんでございますが、やっぱり放棄地を再生利用すると、重機を入れ出すと、やはり20万円前後はかかってきます。市のほうとしては、放棄地に再生利用する補助金制度は今設けておりませんが、唯一国にそういう制度がございます。放棄地を再生利用する場合、10万円以下なら5万円ぐらい国は補助します。10万円以上について、重機を入れたりして、あるいは排水を抜いたりした場合、実費費用のうち半額はしますよと、補填しますよと。すなわち、再生利用をして、木の根っこを抜く、あるいは排水を抜く、それが20万円要る、あるいは30万円要った場合は、国が半額は見ようという制度でございます。阿波市の中の大きな農家でも、それをやろうかという人もいるようではございますが、まだ微々たるところでございます。というのは、借りてする場合、やはりもうからないと、再生利用というところまで手が出ません。今の米の価格では、なかなか手が出ない。しかも、その上にTPPが妥結しそうな段階になってきます。米の値段っていうのは、下がることはあっても、上がることはまずないだろうというのが、大体農家10人が10人考えているところでございます。このままでは、じいちゃん、ばあちゃんが残って、田んぼをひくだけでもひきよったんが、だんだんひけなくなる。ますます放棄地がふえるような状況になっております。こういったときに、国がせっかく5割補助を出しているんだから、市もちっと応援したら放棄地の再生利用というんが進んでないかなということで、今回質問をいたしました。すなわち、質問内容として、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業に対し、市として上乗せ支援を行い、その事業推進を図ってはどうかということで質問いたしております。担当部局でも審議したと思っておりますが、お答え願います。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 吉田稔議員の一般質問の2点目、耕作放棄地の再生利用について、その中で国の事業に対し市として上乗せ支援を行い、利用推進を図ってはどうか

かのご質問にお答えをさせていただきます。

農業従事者の高齢化や担い手不足などを背景に、全国的に耕作放棄地の増加が深刻化しております。本市の平成27年10月時点の農地台帳面積によりますと、市全体の農地面積約3,900ヘクタールのうち、2.1%に当たる84ヘクタールが荒廃農地として区分をされております。荒廃いたしました耕作放棄地の増加は、食料自給率の低下のほか、雑草種子の飛散やごみの不法投棄の誘発、あるいはイノシシ、猿などの有害鳥獣のすみかになるなど、農地の役割の損失や農村景観への悪影響を及ぼすおそれがあることから、早期の対策が求められております。

ご質問にございました耕作放棄地再生利用緊急対策事業につきましては、耕作放棄地の解消を目的に、国の補助事業として平成21年度に創設されたものでございます。この制度の概要を申し上げますと、原則として荒廃した耕作放棄地を借り受け、人力や農業用機械を用いて、障害物の除去、深耕、整地、営農可能な状況に回復させるための再生作業などに対する支援でございまして、使用賃借権の設定や所有権の移転により耕作放棄地を再生後5年間以上耕作する農業者が対象となる制度でございます。また、対象となる農地につきましては、原則農用地区域内の農用地でありまして、面積が1アール以上であることが条件となっております。

主な助成内容といたしましては、再生作業が定額で10アール当たり5万円、重機等を用いる場合は事業費の2分の1以内、土壌改良や営農定着を行った場合には、定額で10アール当たり2万5,000円が助成されます。また、再生作業に加えて、ハウス施設や排水路整備を行う場合にも、限度額がございしますが、事業費の2分の1の額が助成されまして、残り分につきましては利用者に負担していただくという制度のものでございます。

本市における事業の実績でございますけれども、平成22年度には3件、23年度には3件、24年度は1件、25年度も1件でございまして、これまでの合計では、4地区で8筆約58アールが農地として再生されておりました、その後露地野菜や果樹が作付されております。また、本年度も7筆87アールが本事業の認定を受け、再生作業を行っております。

市民の方で、これに取り組みたいというお考えの方がございましたら、一度ご相談をいただきたいというふうに思っております。

ご質問のありました、本事業に対して市単独で上乗せ支援を行い、利用促進を図ってはどうかのご質問に対してお答えをいたしますが、本来農地法でも定められておりますと

おり、農地につきましては、所有権または賃借権などの権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないとの責務が規定をされております。個人が所有する農地でありましても、地域農業を支える貴重な生産資源であることを所有者ご自身においてご認識をいただきまして、市からの補助の有無にかかわらず、適正な維持管理に努めていただきたいと思いますと考えておりますので、現段階では市単独による支援措置の計画はいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） 部長からは、ちょっとさりげないというか、冷たい答弁に感じました。

これTPPが妥結しそうな段階になってきまして、農家や地域の不安というんは、やっぱり荒廃農地がふえていくんじゃないかと。冬場、荒廃農地にたばこの吸い殻でも捨てられた場合、農家だけのことでなし、周囲にも迷惑かかる。非常に地域としても心配しております。TPP対策で、国も何らかの大きな農村対策、あるいは農業対策を出してくるとは思いますが、市のほうも、せっかく国が荒廃農地を少しでも減らそうということで、前向きに5割補助の事業を出しておりますので、皆それぞれ地域で、お隣で荒れとる土地も多いのを横目で見ながら来てると思いますが、ひとつ国が前向きな事業であるのに、市が横向きで知らん顔して通るというのもどうかなという感じがいたしております。非常に、農地ちゅうんは大事でございます。今、市内では84ヘクタールが荒廃農地であると。この国の事業を利用して再生された方は、6カ年でたった1.45ヘクタールしかございません。もっと加速しないと、荒廃農地がふえるほうが多いと思えます。農業立市を唱える阿波市であります。ひとつ遊んでる農地というのは、本人にとっても、あるいは国にとっても、市にとっても大きな損失でございます。何とかそういう遊休農地をなくしていく方向で、国が前向きで応援しているのであれば、市のほうもひとつ同じく前向きでやってほしいなど。このままではもう、個人の農地だから、市はちょっと関係ないですよと、こう言われると、何か市の姿勢は横向きか後ろ向きかなというような、農家からしたらおとらないかもわかりません。今までは、そういう助成はなく6カ年は過ごしてきたと思えますが、成果としては、1.45ヘクタールしか再生されていないと。まだ84ヘクタールが荒廃農地で待っているというような状況でございます。

市長、こういう非常にTPPも妥結してくる段階で、農家からしたら、先の見通しって



非常に厳しいなというようなことで、頑張れる人は、努力して頑張ろうというところまでございます。何か再生利用、借りた農家ができるぐらいの支援を市もしてもええんでないかなと思います。市長、今後の方向として、どういったお考えをお持ちか、お聞きいたします。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 吉田議員のほうからは、耕作放棄地再生利用緊急対策事業に対して、市として上乘せ支援をしてくれというようなご質問がありました。これに対して、天満部長のほうからは、国が耕作放棄地再生利用緊急対策事業、これたしか21年からやっています。これで、耕作放棄地の再生をやっていただけないかということで補助事業やっていますけれども、なかなか農家の方が取り組んでくれないということで、全体の阿波市の約3,900ヘクタールのうちの2.1%の耕作放棄地、84ヘクタールね、これの解消には、ほとんど全くと言うほどつながって行ってない。それに対して、補助率が低いんじゃないか、あるいは高齢化の中で農家の意欲がないんじゃないかというようなことが言われております。

一方、農地法では、吉田議員、農業委員をやっていただいて、定期パトロールですかね、農業委員会による農地のパトロールを定期的に行っておりまして、その現実はいっかりと見届けていただいておりますけれども、法律では、今部長が言いましたように、農地の効率的な利用確保は農家の責務だという法律が、農地法がございます。このあたりの、担い手じゃないですよ、高齢化する社会の中で農地の保全をどうするかということなんですが、1つ違う方向から見ますと、国のほうはTPP対応で、農地のとにかく集積、集団化をやってくれと。どうしても進まないという現実もございまして、徳島県でも全国と同様に、農地中間管理機構、農地バンクって言ってますけれども、これを設立します、今年度。これも、やはり計画の3%ぐらいしか農地の集積ができない。国のほうでは、本当にTPP対応にどうやっていくのかということで、違う方向から耕作放棄地の改善ですかね、やりかけてます。マスコミ報道等によりますと、平成28年の税制改正大綱、これを改正しようじゃないかということが、どうも決定されるようです。中身見えますと、農地バンク等々で土地の集積ができない、休耕地になるところについては、固定資産税を最大限、農地を流動化した、人に貸した人には、固定資産税を半額にしてあげようじゃないか、これが1点です。もう一方、耕作放棄地をそのまま放っとくについては、固定資産税を1.8倍に上げていこう。そういうような税制改正をどうも行うようです。

それと同時に、今日の新聞ですかね、徳島新聞に載ってますが、土地の基盤整備事業、これについても、いろいろ政権がかかわった関係もあったんでしょ、ストップしてましたね。これが1,000億円ぐらい土地改良につけていこうというような方針を、国がはっきり打ち出してます。そのあたりをしっかりと土地改良区、農家の集団ですね、農家に直接指導している改良区あたりを主体に、農家の方にも周知徹底を図っていただく。でないと、これは補助金出したからじゃなくて、土地集積しながら、やっぱり農家の生産基盤をしっかりとしていく、そんな方向に動いてるんじゃないかと思います。そのあたりの情報、あめとむちと言うんじゃないあおかしいんですが、しっかりと頭に置いていただいて、農業委員としても、土地改良区の役員としてでも、責務をとにかく果たしていただきたいな。一番困るのは、やっぱり固定資産税ですか。あるいは、これについてもほかにも相続税にもどうも猶予制度ですかね、土地を動かしてくれたら相続税も相当緩和していこうというような3つの方向で国は動いているようです。

参考までに、そのほかに、高齢化の問題等々も話に出ましたけれども、農林業センサスが、今出たばかりです。5年ごとに調査やってますけれども、中身を見てみますと、5年前と比べて、3万150人の就業人口だったのが、5年間で8,161名、21%就業人口が減った。一方、高齢化の62歳以上ですかね、0.9%アップして、66.8歳ですね、これが相当ふえているというような状況も出てます。そのあたりが、どういうふうな分析しながら、耕作放棄地を解消していくのかな。農業委員会、あるいは土地改良区、個々の農家の方の考え方、しっかりと状況を踏まえながら対応をしていかなきゃいけないんじゃないかと思います。そういうことをご理解いただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（木村松雄君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） 市長も、いろんな国の政策がある中で、トータルで対応していこうということだと思います。荒廃農地がふえない方向で、国もいろんな事業を出してくると思いますが、市もその辺を精査しながら、ひとつ力を合わせて荒廃農地の減少に取り組んでいただきたいということで、この質問は置いておきます。

最後に、3番目の質問でございます。

環境衛生についてということで、阿波町東林地区に立地する古紙回収業者の集積場で、古紙が野積みされたまま数年間放置されている、行政指導はできないかということで質問をいたしました。

これ阿波町の時代から稼働をしているのでございますが、当初は野積みされるようなこともなくて、古紙を回収してきて、またどっかへ売りさばいていたということであったのでございますが、ここ近年その業者も休業しているのか、廃業しているのか、わからないような状態で、古紙の集積場へ来なくなってしまうました。三、四年前に、ブルーシートをかけて古紙が飛ばないようにしておったのでございますが、ブルーシートも破れまして、シートも飛んだり、紙も飛んだり、あるいは紙以外の廃棄物も寄っております。これ面積が2,000平米ぐらいございますので、高さが3メートルから4メートルぐらい積み上がっています。立米数にしたら、かなりな立米数になってしまう。聞くとところによりますと、ちょっと競売物件で、裁判所で競売にもかかったそうですが、やっぱり現場見たら、誰も買う人がいなくて、そのままになっているそうでございます。非常に周囲の田んぼも、紙が飛んできたり、シートが飛んできたりということで、迷惑をこうむっております。紙も、雨で溶けてきたりというような状況でございます。これ何とか行政指導できないものかなということで、部長にお聞きいたします。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） おはようございます。

吉田稔議員のご質問3点目、環境衛生について、1項目めの阿波町東林地区に立地する古紙回収業者の集積場での古紙が野積みされたまま数年間放置されています、行政指導はできないかにつきましてお答えいたします。

阿波町の三本柳に、古紙や縫製品の裁断くずなどが長期にわたり野積みのまま放置され、その敷地面積は2,001平方メートルでございます。この原因者である事業者は、美馬市脇町に本店を置き、自動車販売や産業廃棄物収集運搬業、清涼飲料水の製造・販売などの業を目的として、平成18年に設立されています。会社設立以前は、社長の父親が古紙回収を業とし、平成4年現地に土地を購入、平成5年に倉庫を建築しています。少なくとも、平成8年には古紙を収集していたことを確認しております。

合併後、平成18年に市民から不法投棄などの連絡を受け、市は、事業者の社長に対し、野積み状態で保管されている古紙が飛散ないようにビニールシート等でおおい、管理するよう指導を行っています。ビニールシートでおおいはされましたが、その後平成23年、24年に市民から産廃らしきものが持ち込まれているとの連絡や、以前と現状は変わらないが、どうなっているのかなどの問い合わせを受けました。市は、県と合同で、現地調査の実施や、美馬市にある自宅へ訪問し、社長の母親や長男と状況確認を行いました。

た。状況確認を行う中、社長は海外に滞在中とのことでしたので、社長が帰り次第、市に連絡をくれるよう伝えましたが、その後連絡はありません。また、県との現地調査では、市としても古紙類などの飛散や放火による火災などがあるとして、事態改善の対応策はないかなど、協力を要望したところでございます。県におきましても、阿波市の廃棄物過大保管の状況の改善や廃棄物の適正処分を行うよう、また飛散流出防止措置をするよう継続的な指導を行っております。そういった中、事業者は改善等に取り組む姿勢を示しましたが、平成25年2月に事業者が行ったブルーシートの張り直し以降、状況は変わっておりません。それは、さきにも述べましたが、平成23年ごろから事業者の責任者である社長が海外に移住しており、これまで残された家族より事情等を聴取した状況から判断いたしますと、撤去処分に多大な費用が発生することなどからして、実現性は極めて低いと判断しております。

野積みされているものの撤去や処分については、なお多くの課題があると考えております。市の担当課も、随時に現地調査を行い、新たに廃棄物などが投棄されないよう継続して監視を実施し、今後も県と連携を密にし、廃棄物の適正処分を行うよう、また保管状況の改善を行うよう、継続して指導してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） 市も、本人の自宅まで行って、話もしてきたということでございますが、なかなかちがが明かないというところでございます。

政策監、若いころ現場へ行ったこともあるというようなお話聞きましたが、県が撤去の行政代執行のようなことできないのだろうか。そして後の土地を競売にかけられるならかけて、そっから費用をいただくというようなことできないのでしょうか。このままでは、まだずるずるいきそうな感じでございます。また、廃棄物処理業のほう、認可も県がしているのか。であれば、認可の取り消しとか、いろんな手もあると思いますが、政策監、何かいい知恵ないでしょうか。質問いたします。

○議長（木村松雄君） 市原政策監。

○政策監（市原俊明君） 議長の許可をいただきましたので、吉田稔議員の再問にお答えを申し上げます。

阿波町三本柳における野積みでございますけれども、現地のほうでは、一般廃棄物だけでなく、産業廃棄物の可能性のあるものも認められまして、これらが混在しておるとい

状況になっておりますことから、従前から県におきましても、適正処分について指導を行ってきているところでございます。

この事案につきましては、阿波市といたしましても、適正処分に係る指導を重ねてきたところでございますけれども、県におきましても、実は私が環境整備課在任中、平成23年度の24年2月だったと記憶しておるんですけれども、通報を受けまして、私も直接現地確認を行いましたほか、事業者の事務所にも行ったところでございます。それで、同年5月には、生活環境に支障の及ぼすことのないようにということで、ブルーシートによる飛散流出防止の措置をとるよう指導をいたしまして、その後市との合同での現場確認、それから関係者への指導も含めまして、継続的に適正保管、それから撤去指導を行ってきているところでございます。ただ、先ほど市民部長からもご答弁を申し上げましたとおり、事業者の代表者が海外に在住しておるという極めて特異なケースでありますことや、こちらに残っております、接触可能な関係者だけではなかなか十分な対応ができないというふうな事情もございまして、県におきましても指導に苦慮しているところというふうに向っております。

こうした多くの課題を持つ事例の場合、県と市が十分に連携をとりまして、県市双方から、また合同での継続的な現場監視、事業者に対します飛散流出の防止とか、撤去の指導を粘り強く重ねていくことが重要であろうかと思えます。

議員のほうからも、代執行、それから県の認可の動向、そういったところの提言もいただきました。なかなか代執行というのは、最後の手段ということもございまして、その執行にはかなりの大きなハードルがあるかと思えます。ただ、私が現地見た時期からも、放置状態が長期にわたっております。そういった状況も踏まえまして、今後一層県との情報共有、連携を強めまして、周辺的生活環境に支障の生じることのないよう、県、市として、こういった指導、対応が可能であるのか、このあたりについて十分県とも協議し、今後も適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） 政策監も、当時担当でおられたときに、見に来ておられるということで、長い間、それ以後進展がないという状況でございます。このままどうなるのかなと、地元の者、あるいは近隣の者も心配しております。どうかひとつ、政策監、県の窓口も兼ねて政策監しておられますので、その辺いろいろ研究していただきまして、市とタイ

アップして何らかの方策で撤去できるようにお願いして、この質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（木村松雄君） これで7番吉田稔君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番稲岡正一君の一般質問を許可いたします。

20番稲岡正一君。

○20番（稲岡正一君） それでは、議長の許可をいただきましたので、20番稲岡正一、一般質問をさせていただきたいと思います。

一般質問の前に、お答えをいただく人は、ちょっと稲岡おかしいんじゃないかというような質問があるかもわかりませんが、それらは私の夢でございますので、ぜひ真剣に考えてお答えをいただけたらありがたいなと思います。

まず、私や今回は質問しとるの、金清の問題、あるいは市の活性化の問題、いろいろそういうような問題について3点ほど質問をさせていただくようになっております。それら等にお答えをいただけたらありがたいなと思います。

金清の問題につきましては、金清は、昭和58年から12月10日に開館いたしまして、そして平成24年3月末、28年と3カ月間営業をしてまいりました。この金清は、旧市場町の市民にとりましては、憩いの場として大いに活用してきた場でございます。そして、平成24年3月末より閉館して、今日まで3年と9カ月経過をしております。金清には、県の名泉に選ばれたり、自然豊かな、とても阿波市民、あるいは市場町の町民にとりましては大事な大事な憩いの場であったと思います。それらが、今は哀れにも、水が一つもない、金清に。あそこに、旧市場町の町長の美馬さんの銅像が立っておられるのを皆さんご存じの方もおるかと思いますが、僕は、あの前を通るたびごとに、胸が痛む。あんなに苦勞してつくってきた金清、あるいはコイの市場が、どうしてこんなにだめになってしまったの。どうしてもっと愛情を持って継続した金清の活用を考えてくれないのか。そのように、あの銅像の前を通るたびに、言われておるんじゃないかというように感じます。私たちは、苦勞してつくってくれた元町長の人のこと、あるいはその当時の人のこと

を思って、しっかりと継承して、阿波市民、あるいは旧市場町の市民の人が、ああこれでよかったな、喜んでいただけるように継承をするのが、私たちの仕事でないかと思います。また、あの水は、農家の人もたくさん使っております。そして、あそこの温泉を利用しておったときは、年間に4万8,496人、1カ月に4,041人、1日に直したら134名の方が入浴をして、楽しんでおった場所であります。それらが、温泉もなくなり、池も、僕らが小さいときに見たんですけど、山から、上から、すばらしい透明な水だったと思います。それが今は見る影もなしに、土砂が積もり、水もない。あそこには、白鳥が泳いでおった。そんなものをなくして、私たちは先輩のされたことに対して報えておるかどうか。非常に私は胸が痛んでおります。また、その上から眺めておる、元町長の美馬さんも泣いておられるんじゃないか。私やの責任は重いな、そのように感じております。それらをしっかり引き継ぎました野崎市長なり、あるいは担当の方のところによく考えていただいて、そしてあの活用を、本当に有効的に、そしてあのすばらしい池、周辺、それらを考えていただきたいと思います。

また、あそこには、利用しとる土地改良区があると思います。土地改良区の人でも、かなりの利用をされておったと思うんですけども、大体あそこの調整池として組合員の方が259名、また面積にしたら109ヘクタールの方が、それを水源地として利用しております。それら等も、なかなか今は使用ができないような状態で、あのゆりっっていうのは珍しいんですってね、聞いてみましたら。高松に大きな、弘法大師がつくった池がある。これに次いで、あのゆりちゅうのも、なかなかないらしいですよ。そういうようなことを踏まえて、皆さんに一つ一つどうしたらいいのか、どういう活用法があるのかっていうことを考えていただけたらいいんでないかと思います。

僕の案を言わせていただいたら、3年9カ月、大方4年近くもほとんどですから、早く結論を出して、今のままで置いておったら、だんだんだんだんすぐだめになってしまうんですね、空き家っていうのは。人が利用し、人がおってこそ、なかなか傷まないんですけど、そのまま放っておいたら、どんどんどんどん傷んでしまう。そういうようなことから、しないんだったらしない、するのだったらする、早く結論を出さないと、私はいけないと思うんです。3年9カ月もかかって、4年近くも放置したままでおる。これは、やっぱり私たちの責任やし、行政の責任も、それは私は重いんじゃないかと。ですから、私の提案を申し上げたら、しないんだったら民間委託する。民間委託で、民間の活力を活用して、あの金清を使っていたらこう。2点目としては、だめだったら、売却してしまう。

そして、それらに意欲のある人に、あの金清の活用をしていただくということ。そしてもう一つは、建物を置いておくのであれば、市民の憩いの場として、やっぱり使っていただく。

これからの社会は、私は、前にも質問したんですけど、これからの時代って、日本人というのは豊かになり過ぎて、そして何だかんだ言っとんですけど、豊かになり過ぎて、まとまらないんですね、日本の国って。これからは、やっぱりお金とか物だけでなく、心の豊かさを求める時代が来ておる。必ず、僕は来ると思う。そのときに、一番大事なのは、健康と自分の生きがい、どういうふう生きるか。我々でもそうだと思うんですけど、私のように年寄ってきたら、思い出をたくさんつくりたいな、友達にしても何にしても、思い出をたくさんつくる人生でありたいなというように考えるようになるんです。だからこれからは、お金とか物だけでなく、心の豊かさ。

ブータンのような国に、市長、しませんかって、前に言ったことがありますね。日本より貧しい貧しい国であっても、そこの国民は九十何%は豊かで幸せだと。日本がその何倍もの経済力があり、豊かなのに、なぜ幸せと思えないのか。これ人間の欲ですよ。そんなことが、私やは貧乏して、食べれんようなときから大きくなったんです。いつも、私、市長なんかと話ししとるときに言うんですが、私は親から貧乏という財産もらった。それは、私の最大の財産だと。今は、私のところも子どもはおるんですけど、なかなかそうはいかない、子育ては。甘やかしてしまう。何も無いのに、なかなかそういうふう理解してもらうことが今は少ない。そんな日本であってはならないと思います。

先ほどいろんな、同僚の議員が質問があったんですけど、農業にしても一つも、そうですよ。昔は、休耕したら補助金上げます。日本のような資源のない国で、遊ばせたらお金上げます、国の政策。市長なんか、前においでの方、先ほども言いよったんですけど、かたいかたい公務員の方ばかりですから、私が言ったら、ちょっとおかしいんじゃないかと思われるかもしれんけど、私は、国の言うことと逆を設定したらええと思う。この川向こうの吉野川市でも、麻植パイロット事業って、ミカンをようけ植えました。たくさん植えた、事業で。ミカンがなりかけたら、切ったら補助金上げます。そんな政策でどないしますか。おかしいと思いませんか。また、今回でも、私たちの大事な大事な早明浦ダムとか、池田ダムの水が、北岸用水へ流れていきよる。しかし、それはすばらしいことなんですけれども、そのために農業の「農」を徳島県は入れてしまった。農業しか使わせない。あれだけの膨大な距離と水とがあるのが、もっと多目的になぜ使えるようにしないのか。



私は、不思議でかなわない。そして今回、ニュースで見ましたら、香川県へ水を、何億円か知らないですけど、権利を売りましょうかと。とんでもない、あなたとこに。徳島県にとったら、大切な大切な水ですよ。それらを、この北岸地域の発展と経済の活力を生かすという意味からも、使えるようになぜしないのか。そんな政策で、一体政治は何を考えとんのかと、私は声を大きくして言いたい。香川は、水には非常に敏感ですから、農業の「農」を入れなくて、香川用水という多目的に使えるようにした、生活用水でも、工業用水でも、もちろん農業でも。そして、ため池があそこはたくさんあるから、ため池には水を満々と満たすようにしておる。私たちは、その資源の使い方、たくさん水があるがゆえに、その使い方を誤っておるんでないか。ですから、国会議員にしても、県議員の人にしても、この北岸地域の北岸用水の利用法、これはお金が要らないんですよ、規制だけ外してくれたらいいんです。それこそ政治の力によって規制の枠を外して、多目的にその水がこの北岸地域の有効的に活用できると、そのように私は思いよんのに、まだ水を売ろうかって、どこへ向いて行きよんかいなと思う。ですから、市長には、そういう会合があったら、私は反対ですと、うちは変わった議員がおって、稲岡はこんなことを言いよったぜよということを言うてほしいと思う。市長も、この3人、さっきも言いよったですけど、4人、皆さん真面目な方ばかりで、なかなか言いづらいよね、市長には、はっきり言って。しかし、それは阿波市民のため、あるいは北岸地域のために、あるいは阿波市の発展のために、私はぜひ言って、その水が有効的に使わせていただけるように。そして、香川へ売るなんてのは、とんでもない話やと思う。私の考え方が間違っとなら、間違っとなというようにお答えをいただきたいと私は思います。

それら等、今お話ししたように、金清は、温泉としても百三十四、五人の人が1日に使い、またあそこにはすばらしい水があり、そして白鳥がおったと。それが、今は見る影もないような形の池になっておる。先輩の苦勞してつくったことを思い起こして、再度あの水が市民の憩いの場として、そして皆さんに喜んでいただけるような場にぜひしていただきたいと思いますので、まず1点はそのことについて、あの金清を今後どのように使うのか、どのような計画があるのか、いつから着工して、いつできるのか、これ明快に私の質問には答えていただきたい。前向きに検討しております、今計画中、そんなことは要りませんから、私には。必ず公務員の方が言うんですが、そればかり。そんな返事でなくて、いつから着工します、こういう計画持っております、こういう方向であの金清を生かしたい、そういうようなことを明快にご答弁を願いたいと思います。

(5番 松村幸治君 退出 午前11時15分)

○議長(木村松雄君) 天満産業経済部長。

○産業経済部長(天満 仁君) 稲岡議員の一般質問の1点目、金清問題について、その中でご質問通告いただいておりますのが、始まった時期と最終の時期、そして利用人数、また今後どのような計画で開発を進めるかにつきましてご答弁させていただきます。

まず、金清自然環境センター、旧の金清温泉白鳥荘につきましては、金清2号池のほとりに昭和58年に開業いたしまして、休館いたしました平成24年までの長きにわたり、公園全体の景観に相まって、市内外の人々の憩いの場、疲れを癒やす休養施設として親しまれてまいりました。開所当時は、木造建築の粋を集めた建物が高く評価されまして、徳島県優秀建築設計コンクール最優秀賞の栄に輝いた実績がございます。また、多くの宿泊客に対応するため、宿泊棟が、別館が昭和62年に、また新館が平成3年に次々と建設をされております。営業されました28年間のうち、最盛期は平成5年前後でございまして、当時の来所者数は、入浴、食堂、また宿泊など合わせまして年間9万人を超えた方にご来場いただきまして、大変にぎわいを見せておりました。

入浴者数は毎年上下変動しながら、平成元年には3万7,504人にまで落ち込んだものの、宿泊者の受け入れや入浴助成券の利用による増加などの変動を経まして、最終年となりました平成23年度には6万3,796人となっております。この利用者の変動に比例いたしまして、経営状況は安定することなく、結果23年度をもって休館するに至っております。

本市では、再度にぎわいのある施設整備を図るべく、専門委員会を設置いたしまして、さまざまな方策を検討しておりましたが、ちょうどその折、県におきまして、南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例が制定をされました。また、本市でも、この県の条例の趣旨に沿った阿波市の基本方針を定めておまして、これらをもとに総合的に判断した結果、今後不特定多数の人が継続的に使用することは適当ではなく、施設の老朽化等の問題点もあることから、温浴、食事、宴会、宿泊を提供しておりました金清温泉白鳥荘は、平成26年3月31日をもって廃止することといたしました。本施設の設置及び管理に関する条例の改正を平成26年第1回阿波市議会定例会においてご決議をいただきました。平成24年4月以降、休館とあわせて、建物は現在まで閉鎖した状態となっております。

今後の利用につきましてですけれども、これまでも議員各位から農産市や植木市など

の開催場所、あるいは民間への譲渡などのほか、取り壊しについてもご提言をいただき検討をしまいましたが、本施設は、周辺を金清自然公園に囲まれておりまして、またため池百選にも選ばれた金清2号池のほとりに建築されている風光明媚な場所でございますので、今後も可能な限り、周囲のロケーションに合った憩いの場、また健康づくり、あるいは思い切った斬新な発想も考慮した利用が必要であるというふうに考えております。

本市では、現状を踏まえた上で、今後の総合的なまちづくりに有効となる利活用を進めるため、平成27年度、昨年度から国土交通省の交付金事業であります都市再生整備計画事業を活用して、現在土柱周辺、また宮川内谷川の周辺、そして金清から新庁舎に至る周辺一帯をにらんだ位置づけの中で、それぞれのエリアにおける総合的な整備事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(5番 松村幸治君 入場 午前11時17分)

○議長(木村松雄君) 稲岡正一君。

○20番(稲岡正一君) ただいま天満部長のほうからご答弁をいただきました。

部長の答弁、いつでも、いつ聞いても同じような答弁で、私は、最初にだからそのような答弁は要りませんと。今こういう計画立てております、こういう方向で行きます、3年9カ月、大方4年近い、もっとスピードアップして。本当にやる気があるのかないのか。やる気がないんだったら、先ほど私が申し上げたように、民間に売却するなり、民間に委託するなり、そしてあの施設を活用を、そういうような能力のあるとこ、意欲のある人にしていただくというのも一つの方法だと思います。そのために、お隣の吉野川市見たって、ほとんど風呂は民間に委託しとんですね、もう、あるいは売却したりして。非常に客商売ちゅうんは、私たちもしとるけど、難しいですよ。それは、御所の郷にしても、約20万人近い客が年間に来ておると思うんです。しかし、それについても、私は経営のこと知りませんけれども、非常に難しい。何が一番難しいか。食堂部門です。民間ですけれども、食堂部門は難しい。ですから、こういう公のところで食堂をしても、恐らく足を引っ張るのは食堂部門だと。また、風呂なんか行ったら、恐らく御所の郷で一番利益を上げよんは、売っておる商品ですよ、コンビニのように売とる。あそこは、約9,500万円なり、1億円近かったら、ここのコンビニぐらい売りよんですね、1店舗が。その利益が、恐らくあそこの30%も40%も占めとるんでないか。風呂なんていうのは、皆さん風呂よう行くんじゃないけど、私もようお世話になるんやけど、もうかれへんのですよ、

あれも。あそこの全体の中で16%ぐらいしか占めないと思う。だから、皆さんが考えておるほど、水商売、客商売というのは、なかなか民間の活力でやっても難しい。特に、食堂部門は、しておかなかつたら人は来てくれないし、それだけスタッフもそろえないかん。かといって、いつ来てくれるかわからない。そういうようなんで、一番難しいんですね。ああいうコンビニなんかよく聞いてみましたら、やっぱり商品のロス、これ食べ物ですよ。あれなんかは非常にうまくできておって、期限が切れたやつはレジが通らないようになってとんです。だから、絶対に賞味期限の切れたものは売れない。売れなかつたらどうするかといっても、処分しなきゃいけない、全部。そういうなのロスが非常に大きいから、なかなか利益が出てこない。ですから、そういうようなことを踏まえたら、早く結論を出し……。私やさっき言いよつたように、市がするんだつたら、皆さん利用してくださいと、そして茶室なり、若い子どもたちが陶芸したり、あるいは書道したり、いろんな趣味を生かすような時代、あそこの静かなところでしたらええと思う。また、茶室なんかをつくるんだつたら、稲岡、ちょっと頭がおかしいんちゃうかと思われるか知りませんが、豊臣秀吉がつくつたような金の茶室をつくるぐらいのインパクトのあるような、そんなものをつくらなかつたら、今はなかなか満足しないです。来ませんよ。昔、竹下総理のときに、ふるさと創生で1億円ずつ皆さん使いなさいってしたときは、淡路で金だけ買って、そして展示して、見てくださいというところあつたけど、皆さん記憶にあると思う。それなんか、大変印象に残つとる。市場も阿波町も、皆どことも1億円ずつもらつた。どこで使つたかわからない。印象にない。こんなことしたつて、意味ないんですよ。だから、僕もこんな論争したら、あいつちよつと変わつとるな、人間も変わつとるけども変なこと言うなと思われて結構なんです。そういう論争を起こしてほしい。そして、論争の中に、あの施設をどういうふうに使つたらいいか、どんなものを持ってきたらいいか、そこから市民の人の知恵が湧いてくる、職員の人の知恵が湧いてくる。何も論争しなかつたら、知恵は湧いてこないと思う。

市長ねえ、変わつたことを言いよるな、顔も変わつとるけど、変わつたことを言いよるなだけで済まさんと、ぜひ1回検討してみようでないかと、あの施設を。それで、市民の人に憩いの場として利用してもらう。あるいは、子どもたちがろくろでも回して、利用してもらう。あるいは、書道でもする。生け花でもする。そんな場所に、あの施設をそのまま建物を置いておくのであれば、使つて、利用していただきたい。そういうようなことをぜひお願いしておきたいと思いますが、その考え方はおありですかどうか、お答えください

い。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 稲岡議員からの再問にお答えをさせていただきます。

いつからどのように使っていくのかという計画をというご質問でございます。

先ほどの答弁の中でも一部説明をさせていただきました都市再生整備計画事業、これは国の交付金をいただける事業でございますが、この計画の中・長期的な計画の中で年次的に進めてまいりたいというふうに思っております。

現在、計画協議の中では、平成28年度中には、何らかの計画に基づいて、もとの遊歩道の整備、あるいは周辺の一帯を含む中での整備に向けた検討、また着手を進めてまいりたいというふうに思います。また、地域の池や用地を持つ土地改良区とも協議をさせていただきながら、早い段階で進められるように検討をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 稲岡正一君。

○20番（稲岡正一君） また、天満部長のほうからお答えをいただきましたが、今のお答えでしたら、28年度から何らかの制度、資金を利用してやりたいというようなことですが、部長、それでは28年度からどの事業で、どのような規模で、どのような方法でやるちゅうことは決めていただけるんですね。そういうように信じていいんですね。いいんですね。いいんだったら、いいって、ここでちょっとはっきり言うてください。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 稲岡議員からの再々問にお答えいたします。

ただいまのご質問に対しましてですけれども、現在そのような事務的に作業を進めておりますので、その実現に向けまして一層努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（木村松雄君） 稲岡正一君。

○20番（稲岡正一君） 天満部長のほうから、28年度から計画を立ててやってみるということを私は信じておりますから、私の任期もあと2年半ぐらいですから、任期中には必ず完成するようにスピードアップして、ぜひやっていただきたいことを心からお願いしておきたいと思っております。

じゃあ、この項は、これで終わりたいと思います。

次、2番目に、札所が阿波市には4カ所あります、7番札所の十楽寺、8番札所の熊谷寺、9番の法輪寺、10番の切幡寺と。これは、年間にすれば、かなりの方が参拝されております。そういうような中で、お四国に私も1回回ったんですけど、行ったときに、非常にそれぞれの次に行くのはこっちですよという道案内がどこもしてくれとるところあります。これは、新しく行った人には非常に助かる。だから、阿波市にも、ところどころ市民の協力によって休憩小屋を建てとるところがあります、何カ所か。そこらへ簡単なことでいいですから、コピーしたやつで、次はここですよというような道案内ね、それを置いてあげるといい、コピーして。そういうようなことだとか、次の札所へ行くのには道案内して、角々の行くところには、これこっちへ曲がってくださいよ、こっちへ曲がったら何番へ行きますよというようなことをしてあげる。そして、その看板も、心のこもった、日本語だけでなしに、このごろ外国の方が多いですよね、見よったら、だから英語なり中国語なりを含めた道案内をつくってあげる。そういうようなことをぜひつくってほしいと思うんです。だから、今言いよったような、そういうようなことを思いよんですが、道案内、それぞれ。特に、栗島地区の善入寺島へ行くのは、東の潜水橋を渡っても川島の潜水橋へ行く、西の潜水橋を渡っても同じところへ行くんですけど、あそこで間違っただけで一旦、西へ行くんですか、西の人は、東の潜水橋を渡るんですかって、迷いよる人たくさんおるんです。そこらを迷わんように、道案内をとところどころ、角っこ角っこの行くところにつくってあげて、それで善入寺島の中から、昔は渡し船があったところへ、真っすぐ行ったら渡し船に突き当たる。今はなくなって、これを曲がって、川島の潜水橋のほうへ行かなかつたらいけない、藤井寺へ行くのには。そういうようなところも、きめ細かに、こっからここまで行ったら藤井寺まで何キロありますよと、これはこう曲がってくださいというような、わかりやすいような何をつくってほしいと思うんです。そして、あそこでも、参拝客が大体25年度で5万3,300人、26年度で9万9,219人、これは約倍になっておるんですけど、これは弘法大師の1200年祭やってから、去年は多かったんじゃないかと思うんです。ですから、これらも外国の方がお四国に来て、おもてなしというような、そういうようなところにも心を配ったおもてなしを、阿波市へ行ったら、何もかもよう行き届いとんっていうような、僕から言えば、休憩の場所にお茶でもあったらありがたいのになと思うけど、なかなかお茶するというのは難しいかもわからんけども、そういうようなことも考えてしていただけたらと思うんですけども、これはどこがお答えい

ただけるんですか。部長のほうでお答えいただけますか。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 稲岡議員の2つ目のご質問でございます札所の件につきまして、1点目が参拝者数、また2点目が道路標識についてご通告いただいておりますので、それにつきまして答弁をさせていただきます。

本市には、四国霊場札所のうち、土成町に第7番札所の十楽寺、8番札所の熊谷寺、9番の法輪寺がございます。また、市場町には第10番札所の切幡寺がございます、合わせて4つの札所が存在しております。4カ寺ともに、一年を通じまして、歩き遍路やマイカー、あるいは大型観光バスなどを利用して、多くの方が訪れております。議員のお話の中にもございましたように、平成25年度は5万3,000人ほど、また26年度におきましては9万9,000人ほどの参拝者数がございました。特に、昨年につきましては、弘法大師空海が四国霊場創設、開創されたと伝えられる西暦815年から数えまして1200年目というちょうど節目の年であったことから、観光客が一気に増加したものと考えております。このほかにも、寺ごとの風景が異なっておりますし、また建築物や仏像のほか、桜やもみじ、庭園など、美しい景観が一年を通じて楽しめる状況でございます。また、四国の中でも歩きやすいと言われております本市の遍路道につきましては、四季折々の花の香りや田園の中に続く道、吉野川の水面近くにかけられました潜水橋など、見どころとも言うべき風景のほか、お接待の文化が根づいた、地元の人々との触れ合いなど、地域一帯でお遍路の魅力が詰まった観光スポットとなっております。

次に、四国遍路道の道路標識につきましてですが、県指導のもと、昨年四国霊場八十八カ所を訪れやすくする取り組みの一環といたしまして、それぞれの道路管理者におきまして、四国4県統一デザインの歩き遍路用のみち案内表示シートの整備を行っております。道案内が必要と思われる一般国道、県道、市町村道におきまして、それぞれの管理者が設置を行いました。本市では、市内に45カ所にみち案内表示シートを設置いたしておりますけれども、まだまだ遍路道の案内は十分ではないとも考えます。今後も、各管理者に対しまして要望が必要であるというふうに考えております。

本市内におきましては、遍路道の標識以外にも、遍路小屋への案内、あるいはほかの観光地の看板などの設置、充実が必要と考えておりますので、引き続き関係者と協議の上、本市に訪れていただける全ての方に安心して観光を楽しんでいただけるような道路標識の設置を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 稲岡正一君。

○20番（稲岡正一君） 天満部長のほうからご答弁をいただきました。

まだまだ道路標識、その他等について十分でない部分もあると、それらを早急に行いたいということを信じておりますので、ぜひ実行に移して。言うは簡単ですけど、実行はなかなか大変ですからね、とにかく実行すると。有言実行、不言実行と。市長の場合は、不言実行で、何もかもよくやられてきたと思います。そういうふうに、職員の方が本当に、お四国の方が、自分が1回行って見て、ここに道路標識あったらいいのにな、ここにこれがあったらいいのになと、自分が感じてみて、温かみのある道路標識、それをぜひつくってあげてほしいということを特に要望をしておきたいと思います。

この項は、これで終わりたいと思います。

次に、阿波市の活性化、経済の活性化について質問を、市長にこれは特に求めたいと思います。

市長もご存じのように、今般の質問でも、市長の政治姿勢については、随分お褒めの言葉と言われる方もおりました。大方の方が評価されておるんでないかと思えます。なかなか不言実行、有言実行、実行するのは非常に……。私たち議員は言いつ放しでいいけど、理事者は一つ一つ実行していかないかん。これは大変難しいこともあるだろうと思うんです、それは。だから、私もよく理解をしております。しかし、野崎市長は有言実行で、言ったことは必ずする、この庁舎一つにしても、あるいはまた防災拠点センターにしても、あるいは給食センターにしても。これ1カ所するんでもやっさもっさ言うて、まだできないとたくさんあるんですよ、ほかの町村では。それを3つを全部同時にできたっちゃうのは、こんなことはなかなかできないはずですよ。それだけ、逆な言い方すれば、野崎市長は純粋に阿波市のことを考えてなされたんじゃなからうか。余り考えて考えてしよる人は、なおできんのです。あっちにも気を使い、こっちにも気を使い、かえってぼけてしまって、何もできなくなる。そういうような点で、そういうようなリーダーシップを発揮されて、それは高く評価をされておるんでないかと思えます。これからの10年、20年先の基礎的なことは、野崎市長は随分この10年間の間にやられた。これから、何が阿波市には必要なのか。経済の活性化だと思えます。阿波市に本当に若い人たちが夢とロマンを持てる、活力に満ちた阿波市、阿波市に住んでみたい、阿波市で暮らしてみたい、そんな阿波市にするためにはどうしたらええか。これ、よく私も調べてみたら、1人当たりの



所得は、やはり工業団地のあるとこ、阿南市が1人当たり年間所得は349万2,000円、また松茂は323万4,000円、徳島市は322万2,000円、鳴門市は291万円、北島町が290万円。私たちの阿波市は何ぼあるかって言ったら約202万円、8市の中で5番目。また、20番の市町村のある中では12番目。8市16町村の中で12番目が阿波市の1人当たりの個人所得でないかと思います。これよくずっと分析してみたら、阿南のほうは財政も豊かな、また工業団地もある、また有名な日亜化学とか、いろんなこともある。そんなとこは、やっぱり所得がいいですね。徳島から帰りしな、タクシーなんかに乗ってかえったら、北路のほうは少ないと、乗って帰ってくるの。大概、行くと言うたら、南方の人が多い。それだけ、豊かなんかもわかりませんね。

そういうようなことで、豊かな1人当たりの所得をほかの地域に負けないように、そんな魅力ある阿波市にするためには、市長はこれから市長の今までの経験なり豊富な知識を生かし、また実行力のある市長ですから、どういうふうにしたら一人一人の所得は上がるのか。そうすることによって、阿波市に若い者が定着し、阿波市の人口が少なくなっていくのを防ぐ。皆さん、国も県も阿波市もそうです。人口を減したらいかんいかん。減したらええです、しょうがないですやんか、そんなこと、とまらないと思う。我々市場町におるときに、徳島県一の子育て支援、そういうなんやってきましたよ。しかし、人口ふえなかった。実際、ふえてない。それは、人間の生き方が変わってきたんです。私が言ったように、貧乏だったらよかったなちゅう者もおるし、まだまだ豊かに暮らしておるのに、これではまだ不満足だて言う若い者もおる。生き方が変わってきた。ですから、これからは物の豊かさ、あるいはお金とかそんなんではなくして、心の豊かさに、市長、変わるような阿波市にしましょうねって僕が言いたいのは、それなんです。何ぼ、これから物やお金求めていったって、幸せにはなれないと思う。それよりも、自分の人生を健康であり、趣味を生かせる、友達をたくさんつくる。あるいは、僕とこなんかも、議員に出て何が一番よかったかって言ったら、人と出会えたことですよ、いろんな人と。これは、私の最高の議員に出た財産だと思う。そういうふうには、世の中の物の価値観、考え方は、私は、必ず変わってくると思う。そういう阿波市に、市長、ぜひしてほしいと思います。私の言う、若い人には耳が痛いかわからんけど、余りこうだあだて求めるばかり言ったら、それは無理ですよ。それでまた、行政もそれに乗って、いや人口減らんようにします、いやどうしますって言ったら、これ自然の流れには勝てないです。貧乏になったらいいんですよ。そしたら、またもとへ戻ります。大事になります。子育て支援がいかがな

もんか。私は、前から言いよる。介護でも、介護の人が足らんようになる、何十万も足りなくなって、高齢化して。家で見たらいいんですよ、親の面倒は、子どもが。昔はそうだった。今は、亡くなったって、病院でほとんど亡くなる。家で亡くなる人は、何人おられますか、何%ありますか。普通は、自分のお父さんやお母さん、おじいさんやおばあさんを見るのは普通です。そんな時代にしなかったら、だめですよと、私は思うんです。あんな施設ばかり行ってたって、求めたって、これは経済がついていかなくなる。15万円も、17万円も要る、1人のおばあさん預かっていただくのに、都会なんかだったら。だから、それは、とてもじゃないけどね、難しいですよ。だから、価値観から変えていく。物の値打ち、何が大事なかということから変えていかないと、私はだめだと思います。市長、そんな点で特にいろんな考え方お持ちになつとると思うんですけど、そういうような点で市長のお考え方は、ぜひ1回、こういうまちにしたいな、こういうことで所得上げたいな、市長のこれからの仕事はこういうことをやっていくんだということをお述べにさせていただきたいと思います。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 稲岡議員のほうからは、阿波市の活性化ということで、経済ばかり豊かになっても、やっぱり問題があるのかなど。これは、私も、稲岡議員と10年おつき合いいたしましたけれども、やはり常に議員から出る言葉、心の豊かさをとにかく非常に大切に行政をやってくれというふうなことで、議会のたびに、本当に折に触れ、議員各位には檄を飛ばしていただいて、やっとここまで阿波市合併してから10年を迎えました。11年目に入りますかね。

いろいろ私もいつも考えてるんですが、今日も思ってるんですが、この阿波市が合併する前に、あわ北合併協議会がありますね、議員の皆さん、あるいは市民の皆さん、それから職員の皆が寄って、合併してどういう方向でやっていくのか、指針が出てます。あわ北合併協議会が作成した、あわ北新市まちづくり計画ってのがあります。これいつも手元に持っていながら行政を進めていくわけなんです、ここに書いてるのは、やはり今私どもが総合計画になってますね、「あすに向かって人の花咲く」という言葉ですかね、これが一番にここで出てます。これが阿波市の合併の基本理念ですかね。人の花を咲かせていこう、一人一人。それを受け継いで、阿波市の総合計画、10年間のを立ててます。これから比べると、数倍厚みが増してます。それに阿波市の今やってる行政施策全般が取り込まれて、ただめり張りがあるかって言ったら、どうかなっていう面もありますけれど、やは

りそれに沿って行政を進めてる。時代が変わったんですね、合併から10年目にして人口減少の問題、あるいは地方創生が浮かび上がってきて、第三弾目の総合戦略が今年の10月に仕上がりました。

稲岡議員のほうからも、今質問の中で触れておりますけれども、金清の絡みですかね、美馬町長の銅像が泣いてるよということもあります。私も、新市まちづくり計画、あるいは阿波市の総合計画、振り返りながら、振り返り振り返りしながら、前へ向いて行政を進めている。そんなところから、ご答弁をいたしたいと思います。

平成17年4月に新生の阿波市が誕生いたしました。本年4月で10年を経過して、今年からは新市まちづくり計画の基本理念に載ってます「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」の未来の実現に向けて、なおさらに行政を進めていきたい。舞台上で例えると、第2幕が始まったばかりです。今日まで、新しい阿波市の持続発展に向けて、合併を契機とした行財政改革、着実に進めながら、4万人市民一人一人の参画と夢の実現に向けて策定した総合計画、わたしの阿波未来プランを実行してまいったつもりです。この中で一番大切なのは、合併した当時の4町ですかね、これの一体感のまず醸成、あるいは市勢発展の基盤づくり、これに全勢力を、議会の協力も得ながら、やってきたつもりです。

これも、耳にたこができるほどお聞きになってると思いますけれども、再度申し上げますと、これまで全市域のわたるケーブルテレビの整備による市民の方々への情報発信、それから子どもたちが安全・安心に快適に学校生活を過ごせるような市内全小・中学校の耐震化と大規模改造、また幼稚園、保育所の連携によります子育て環境の整備、認定こども園ができてます。また、地場の農産物を生かした学校給食センターの建設、さらにはこれも先代、先々代にもわたろうと思いますけれども、子どもたち、あるいは市民が安全・安心に渡れるような自歩道整備、あるいは地産地消、新鮮な野菜を市民あるいは市内外へ供給するための夢市場の整備、それから一番行財政改革の本丸と言われてます市役所、単なる市役所じゃなくて、市民役所と呼べる新庁舎、あるいは市民が集い語らえる、あるいは交流防災拠点施設のアエルワなどなど、昨日の議会でもいろいろ答弁いたしましたけれども、ソフトのためのハード事業、市民の心の豊かさを育てると言ったら失礼なんですけど、醸成するためのハード事業と捉えてもらっていいんじゃないかと思います。そんなハード事業をしっかりと整備してきました。

そうした中で、ご質問の今後の市民一人一人の所得向上のための施策、どうするのということなんですけれども、ご承知のように、阿波市は農業立市を目指してます。いきなり

大企業の誘致といっても、なかなか難しい面がある。確かに、長峰の工業団地、先ほども政策監が言いましたけれども、平成4年に長峰工業団地できてから、1つはまあまあスムーズに誘致ができたんですが、あとの2つは18年ぶりにメテックですかね、県下ではLED関係で100社目の事業だと思います、これは、造成してから18年目と。それから今まだ建設がちょっと休止、ストップしてますけれども、レンゴー、これが造成してから22年目、それで長峰の工業団地は何とか企業誘致ができた。そんなところで、市民の所得も上がっていくんじゃないかと思えますけれども、やはり基本は、全国の農業の1次産業の割合、平均4%と言われてますけれども、阿波市の場合は、正確な数値ちょっと忘れましたが、17%ぐらいだったと思います。全国平均の4倍近い第1次産業、企業立地を思うに任せないところはありますけれども、これは市民一人一人がやはり頑張っていたら、阿波市の所得の基礎になるんじゃないかと。

今、議員の質問の中で、阿波市が8市の中で5番目の平均所得、210万円足らずですかね。いろいろ分析してみますと、やっぱり第1次産業については、たしか70億円ぐらいです。県下では、本当に断トツに近い状況です。こいつをどうあっても、やっぱり農業を生かさなきゃいかん。何が市民所得の低さをあらわしてるのか。第1次産業は強いんだけど、県下ではトップなんですけど、やっぱり2次産業、3次産業が負けてんのかな。ということは、1次産業、単なる生産物を段ボール箱に詰めて京阪神へ送るんじゃなくて、やっぱり現場で、このごろはやりの6次産業化ですね、流通、あるいは加工、販売までやれば、1、2、3の産業は育っていく。そのあたりが、これからの狙い目だと考えています。

そんなところで、農業関係については、阿波市の品質のよさ、あるいは独自性、安全・安心を市民に周知してもらいたいと思う。認証制度も、これから年度中には送ると思いますけどね。12月中までには送ると思います。部長のほうからは、答弁は、いたしませんでしたけれども、シールっていうんですかね、こんなやつですね。こういう形の真っ赤かのシール、阿波市の品物に張っていきます。もちろん農産物を京阪神へ動かしていく運送業者も随分おりますけども、相当でかい認証のシールを、真っ赤かなやつをトラックにも張っていただこうかな。阿波市の農産物を積んだトラックが、神戸、大阪走る、少し阿波市が認識されるんじゃないかな。そんなところで、農家の方にも頑張っていたきたいなと思ってます。

こうした中で、TPPの大筋合意がなされましたけれども、今日も議会から質問ありま

した。農地の集積、あるいは農産品の6次産業化、独自のブランド力の強化、生産力の向上、こういった1次産業の活性化をしっかりと基礎的なもののかためていきたい。その下にあるものは何かといったら、余り県下ではやりません、やってないですね。野菜ソムリエであるとか、あるいは教育と農産物の連携ですかね、キッズソムリエ、200人ぐらいできてんじゃないですか。そんなところも、1次産業の下支え、本当に基礎的な部分、基礎の基礎になっていくんじゃないかな。時間はかかりますけれども、家を建てると同じで、土地の基盤整備から基礎づくり、それから柱を立て、壁を塗り、屋根をつける。そんなような、時間もかかりますけれども、しっかりと市民の協力、参画を得て、阿波市の活性化を進めていきたいと思っています。

もう一点、行政がなかなか入っていけない分野なんですけど、若者の市民のアンケート、先般地方創生の中で3,000人のアンケートをとりました。これで一番多いのが、やはり商店街の活性化ですね。でかい量販店を誘致してくれ。これは、なかなか工業誘致以上に難しいと思いますけれども、鳴池線の県道、本当に光が満ちあふれた明るい商店街づくり、商工会、あるいは商工会の青年部等々もしっかりと力を合わせて、明るいまちづくり、若者が集う商店街等々へ、これもやっていかなきゃいかんのじゃないかと思っています。

あと、若者が夢とロマンの持てる市政というご質問も出ておりますが、これにつきましては、まず一番大切なものは、人の活性化ですね。市民の活性化、あるいは市民力、このあたりが一番大事なんじゃないかと思います。市民の方には、阿波市も随分イベントをやっています。10周年記念を主体にです。そうしたイベントに参加していただく。このあたりは、これも活性化に伴う一番基礎づくりじゃないかと思います。10周年記念事業、本当にアエルワ、常に満席とは言いませんけども、7割、8割の市民の方が参加していただいております。

あとは何か。一人一人の市民力も大事ですけども、あとはそいつが固まって、地域の団結力、そこへ向かって動いていただきたいと思っています。例えば、防災で考えてみたら、自助、共助が最も大切じゃないかな。自助、共助が栄えるところについては、公助は支援を惜しまないつもりで、これからも頑張っていきたいと思っています。

これからも、一番大切なのは、若者が夢とロマンを持てる市政ということなんですけど、その基礎になるのは、やはり子育て関係の充実だと思います。いろいろ中学生への医療の無料化、あるいはクーラーの問題も少しおくれましたけれども、このあたりも市民の要

望、あるいは議会のご意見、しっかりと耳を傾けて、若者がしっかりと育つ子育て、子どものときからの子育てに重点を置いていきたい、かように思っています。

あと、再来年度ですかね、第2次の阿波市の総合計画、策定することになってます。この第2次の阿波市の総合計画、今後10年間の阿波市の未来を立てる総合計画です。議会の皆様方のご意見をしっかりと伺いながら、第2次の阿波市の総合計画をしっかりと立てて、すばらしい阿波市にしていきたいと、かように思っています。何分のご協力、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 稲岡正一君。

○20番（稲岡正一君） ただいま市長のほうからご答弁をいただきました。

これ1人当たりの所得を分析してみたら、阿波市は、市長おっしゃるとおり、圧倒的に第1次産業、所得の中で。ということは、農家の人が多いんだろうと思いますよ。しかし、特筆するところが1カ所だけある。那賀川町です。非常に山間部でありながら、阿波市よりは山が多いとこだと私やは想像しとんですけど、270万円所得ある。阿波市よりは、1人当たりの所得が1年間に70万円多い。そこらにどんなまちづくりをしておるのか、担当の人も、また私たちもそうですけれども、勉強してみる必要があるんじゃないか。

先ほどお話し申し上げたように、若い人が夢とロマンを持って、活力のある、そんなまちにする、そのためにはやっぱり住むとこ、働くとこ、これがなかったら、なかなか実行しにくいと思うんです。そんなとこは、松茂だとか、藍住だとか、板野郡だとかというのは、人口が余り減ってない、よく見てみたら。そして、個人の所得も多い。だから、そういうような、これからの市長に力入れていただきたいのは、今言いよるように、1人当たりの所得、豊かに市民の人をするためにはどういう行政として政策をしたらええかということじっくり考えて、実行に移していただけたらと思います。そして、今言いよるように、阿波市は農業立市ですから、農業が圧倒的に多い。では、農業とは何か。これ農協です、力入れとるのは農協。それが、私が言ったら怒られるけど、農協がこの狭い阿波市の中に4カ所もある。聞くところによると板野郡では十数カ所ある中で、4カ所ぐらいに支所を絞って改革をすると聞いております。ですから、農協みずからが改革する意思がないのであれば、行政が指導して、そして農協改革、そして一本化する。3カ所も4カ所も、この狭いとこであって、何するんですか。これから10年先、今66じゃ、67じゃという農家の人口を考えたときに、10年先の農業をどうするか、そんなことを真剣に議

論しとるとは思えない。そのためには、みずから改革する意思を持たなかったらだめだと思うんです。だから、農協自身を早く一本化して、そして農業立市であるから、ブランド品なり、そういうようなんをつくる。そのためには、市長がおっしゃった、ああいうマークでもいいですが、阿波市の大根、阿波市のメロン、全ての阿波市から出荷するものに対して同じマークをつけて売る。ああ、これは阿波市のもんじゃないなあ、そういうんで阿波市のほうも協力する。農協なんか放つといたらどうですか、せんのだったら。農協の人に怒られるけど、改革する意思がないとこは、したってだめですよ、僕に言わせたら。こんなことを言うんはおらんのです、なかなかね、皆さん。そういうふうに、我々はおじることなく問題を提起して、改革するところはしてもらわなきゃいけない。そして、本来の農家のための農協になってもらわなきゃいけない。それが、今は農協の役員のための農家になっておると私は思えてならない。そんなことでは改革できない。だめですよ。それは、農協みずからが改革する意思がないのであれば、行政がしっかり指導して、次の時代、10年先の時代に十分対応できるような農協組織になってほしいと思うから、私が言いよんです。

また、先ほどから言いよるように、市長は問題の把握はしとんですから、これをどういうふうに具体的に実行に移していくか。市長の仕事は、これからそれだと思うんです。今までは、10年間、基礎づくりにかかってきた、庁舎だとかいろんなことに。これからは、一人一人の所得、一人一人の幸せのためにどういうふうに阿波市を持っていったらいいか、そんなことに力を私は注いでほしい。そのためには、やっぱりちょっと今言いよるように、学校教育でもそうですけど、本当に悪い子おらないんですよ、学校へ行っても。文教委員会で見に行ったら。机でもげた箱も、きちっと並んどる。僕らのときは、悪いがようけおったです。振り返って見たら、悪い子みんな、社会に出たら独立しとる、僕ら同級生でも。不思議なもんですね、これ。世の中と、また違うところがあるんですね。なかなかおたくら公務員の人にはそういうようなことは言いにくいかもわからんけど、個性が生かしてない。私は、そう思う。だから、職員でも、市長が学校で言えば校長としたら、職員の人、皆悪い人がおらないですよ、僕が見よって。いいんだけどね、個性がない。だから、今度、市長ねえ、阿波市も失敗した人には表彰状を上げる。あるいは、この課には1億円使ってみいと、阿波市民のためにこの1億円を自分たちがどういうふうに活用したらええかということを使ってみいと、それぞれの課に使わせたらどうです。そして、失敗したら失敗した中で学んだらいいですよ。失敗の中で学ぶんですよ。30年も40年もかか

って、そしてノーベル賞をもらいよるわけでしょう。今度の衛星にしたって、1人の女性が計算ばっかり3年も5年もしてきたと、あの何を回すのにね、宇宙の。そんだけ苦労してきたとんです。失敗の中から学ぶということは、非常にいいことなんです。我々事業しよっても、そうなんです。ですから、言いよるようなことを市長にぜひお願いして、職員の皆さんも、市長が校長だったら、職員の皆さんが生徒だとしたら、よ過ぎて、魅力がない。おもしろみがない。市長と管理職でも、けんかするぐらいの職員、市長とけんかしてきたぞと言う人はおらんでしょ。市長に言われたら、はいはいはいはいはい。これじゃあだめですよ。大いに議論するんが、そんな会であってほしいと思います。会社だったら、そういうふうに、失敗した人には逆に表彰状を上げる。そのくらい思い切った、ユニークな会社経営するところもあるんです。ですから、時間が終わりにりましたが、市長に、ぜひこれからは市長の仕事は、一人一人の市民の人が豊かになるような、そんなことに力を注いでいただけるようお願いをしておいて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

(20番 稲岡正一君 退出 午後0時10分)

○議長(木村松雄君) これで20番稲岡正一君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

○議長(木村松雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(6番 藤川豊治君 入場 午後1時10分)

次に、1番谷美知代さんの一般質問を許可いたします。

1番谷美知代さん。

○1番(谷 美知代さん) 議長の許可をいただきましたので、1番谷美知代、一般質問をさせていただきます。

私の質問は3点で質問させていただきます。

まず初めに、人口の変動と介護保険の財源についてを質問します。

介護保険とは、介護保険法による高齢者介護制度であり、介護ニーズの増大と高齢者を支えてきた家族の変化に対応するため、2004年4月から全国で一斉に実施されました。介護保険法第1条は、「加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介



護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設ける、」と規定し、第2条では、「介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。」この「保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない。」また、「被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者または施設から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない」とされております。「保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない」と規定されております。この法の目的を実現するため、保険者を市町村及び特別区とし、国民はみずから要介護状態になることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に健康の保持、増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーション、その他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努め、また協同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとされています。保険給付の受給者は、要介護状態にある65歳以上の者及び要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって、政令で定める疾病によって生ずるものとされています。要介護状態とは、心身上、または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について厚生労働省令で定める期間にわたって継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要性の程度に応じて、厚生労働省で定める区分のいずれかに該当するものとされています。区分とは、要介護認定による要介護1から5のことであり、予防給付は、要支援の1、2であります。では、介護保険の財政は、必要な経費をみんなの財布で賄っており、すなわち65歳以上の第1号被保険者が納める保険料と40歳から64歳までの第2号被保険者が負担する保険料と国と自治体が半々で負担する公費、国が25%、都道府県、市町村が12.5%ずつとなっており、介護給付に際し利用者が払う原則1割負担によって賄われるとい

う仕組みになっています。これを公助と呼んでおり、保険料、介護報酬は3年ごとに見直しがされています。平成12年介護保険スタート時の全国平均月額保険料は2,911円、10年後の平成24年の見直しでは4,972円になり、今年の平成27年の見直しでは5,514円となっております。団塊の世代が後期高齢者になる2025年には8,200円になるであろうと推計されており、阿波市においても、個人の負担金は、現在の保険料の基準額は月額5,800円で、2025年には国の推計値同様、またはそれ以上に負担額はふえていくであろうと考えられます。こうした中、人口の変動はどうでしょうか。2008年をピークに総人口は減少し始め、今の介護保険制度自体の持続性も危ぶまれ、今年の8月より年金収入が280万円以上の人は自己負担が2割となり、一方では2017年4月から消費税10%に伴い、低所得者の介護保険料が半額になる予定であります。その減額分は公費により補填されます。

質問ですが、今後大きな負担が見込まれる介護保険料に対し阿波市が独自に取り組んでいることは何かをお聞かせください。また、介護保険料負担削減に向けた取り組みがありましたら、お聞かせください。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、谷議員の一般質問の第1問目の人口変動への対応と介護保険の財源についての1点目の介護保険料への取り組みと2点目の介護保険料負担金削減に向けた取り組みの2点ご質問をいただいておりますが、一括してご答弁をさせていただきます。

本市におきましては、全国の推計よりも速い速度で高齢化が進んでおり、本年10月末現在で、人口3万9,337人に対しまして、65歳以上の高齢者人口が1万2,680人と、高齢化率が実に32.2%となっております。本市の今後の人口推計では、5年後の2020年に高齢者人口が1万3,145人をピークに、団塊の世代が後期高齢者となります2025年にはやや減少し1万2,843人と推定されますが、人口の減少により高齢化率は37.3%と予想され、要介護認定者数の増加が見込まれており、介護給付費の伸びをどう抑え、介護保険料の増加を抑制し、65歳以上の1号被保険者の負担をふやさないようにしていくことが大きな課題となっております。

介護給付費の伸びを抑えるため、本市では、平成28年度より総合事業の開始を予定をし、今後介護保険以外の多様なサービスを創設することにより、介護給付費の抑制につなげていきたいと考えております。現在、介護の必要な高齢者の方については、適切に介護

のサービスを利用していただき、介護の重度化を予防していくことが重要であるため、介護保険制度や介護サービスの利用についての正しい知識の普及に努めておるところでございます。

また、介護の状態を予防し、高齢者の健康寿命を延ばすことが介護給付費の抑制につながるるとともに、介護保険法では、国民の努力として、「国民みずからが要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持、増進に努めること」とうたわれておりますように、高齢者の方一人一人が疾病予防や介護の状態にならないよう自助努力に努めていただくことも大変重要となってまいります。

市といたしましても、市民の皆様方のご協力をいただきながら、高齢者の一般介護予防事業に取り組み、認知症の予防など、介護の予防に係る講話や健康相談など、地域に出向き、出前講座や介護予防講演会の開催など、普及啓発に努めておるところでございます。

さらに、高齢者の閉じこもりを予防し、地域での集いの場としてサロンの開設やその運営支援を行うとともに、介護従事者の不足も懸念されている中、元気な高齢者の方が地域の中で介護の必要な高齢者を支援し、またボランティア活動に参加することが高齢者自身の介護予防にもつながるため、生き生きと活動できるような場や仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

高齢者の介護の原因には、生活習慣病が大きくかかわっており、若い時期からの疾病予防が重要となってまいりますので、関係各課とも連携をとりながら、生活習慣病予防を推進することで介護予防を図り、元気な高齢者をふやすことにより、介護給付費の抑制につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 谷美知代さん。

○1番（谷 美知代さん） 湯原昌幸さんという方の歌で「人生半分、まだまだ半分、人生半分、50から始まる夢がある」と歌われておりますが、高齢化の進展の速さと同時に、高齢化率の高さが近年の特徴であり、そういった中での介護サービスのニーズをどう応えていくかが大きな課題でありますので、元気な高齢者がふえていくように取り組んでいただけたらと思います。

この質問は、これで終わります。

次に、認知症高齢者数の推移と対応策についてですが、先ほども申しましたが、人口減少は2008年をピークに減少し始め、総人口は2100年には明治末期ごろの規模に戻

っていくと言われてしています。しかし、1900年当時の高齢化率は5%でありましたが、2100年には40%にまで上昇すると見られています。人口が急減していく中での超高齢化社会へと移り変わっていく中、当然ながら人口2,700万人を支えてきた経済、社会、政治、文化システムが、今後も持続可能であるかどうか、大きな問題と不安が募り始め、急減していくことが危機だと捉えられ、2014年11月21日まち・ひと・しごと創生法が成立し、人口減少に歯どめ、人口東京首都圏集中の是正が打ち立てられました。2010年現在、世帯主が65歳以上である高齢者の世帯数は1,541万世帯であり、2025年には1,840万世帯にまで増加すると見込まれており、高齢者世帯の7割をひとり暮らし、高齢夫婦のみの世帯が占め、そのうちひとり暮らしの世帯の増加が著しく、37%まで達すると見込まれており、阿波市では国勢調査で、ひとり暮らし世帯が1,318世帯、高齢者のみの世帯が1,471世帯と、38.1%はひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯となっています。その中で、認知症高齢者、日常生活自立度2以上、日常生活自立度2とは、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思の疎通の困難さが多少見られ、誰かが注意していなければいけないという状態の方は、当初の調査では2002年には約150万人、2025年には約320万人になると推計されていましたが、実際では2015年現在で305万人、2025年には470万人と推計されています。阿波市においても、大きな課題であり、早期に対応していかなければならないと考えています。

質問に入ります。

厚生労働省が定めている介護保険の見直しの概要で、10年後に向けて3つのモデル転換が示されていますが、その中の一つで、認知症ケアの促進で、従来の身体ケアモデルから身体介護プラス認知症モデルへと明確に転換される必要があると言われてっていますが、その点についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 谷議員の2問目の認知症者数の推移と対応策についての介護サービスモデルを身体ケアモデルから身体介護に加えて認知症モデルへと転換させる必要があるのではというご質問にお答えをいたします。

国の方針のとおり、介護保険創設当時は、脳卒中等により要介護者の介護のため身体ケアモデルが中心となっておりましたが、平均寿命の延びにより認知症が増加し、身体介護と認知症モデルへの転換が示されておられます。

議員ご指摘のとおり、認知症の増加につきましては、本市でも大きな課題となっており、2025年には国の推計では、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の方、この日常生活自立度Ⅱa以上の方とは、家庭内で服薬管理や金銭管理に支援が必要な方や、また徘徊などの認知症の症状の見られる方であり、高齢者人口の12.8%と推計されております。本市では、既に2014年の時点で介護認定を受けている方のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の高齢者の方が、高齢者人口の13.3%、1,627人と、国の10年先の値となっております。つまり、国の推計値より10年早く阿波市は進んでいるということですから、認知症施策の推進に取り組むことが喫緊の課題であると考えております。

本市の認知症施策の推進といたしましては、今年度地域包括支援センター職員が、認知症地域支援推進員の研修を受講いたしまして、認知症について相談のしやすい体制づくりに努めておるところでございます。

また、地域の中で認知症の理解を深め、見守り支援をしていくために、認知症サポーターの養成を推進しており、現在の認知症サポーター数は1,310名となっております。認知症サポーターの養成につきましては、今年度介護事業所のキャラバンメイトの方の協力もあり、認知症サポーターの増加につながっておるところでございます。

また、今後認知症を予防していくことも大変重要となるため、糖尿病や高血圧などの生活習慣病を予防し、また生活習慣病の適切な治療を行うことが認知症の予防にもつながることが最近の研究でわかってきております。本市は、糖尿病なども多いため、さまざまな機会を捉えまして、生活習慣病の予防が認知症の予防につながることを普及啓発してまいりたいと考えております。

さらに、来年度以降、認知症初期集中支援チーム員の養成を図り、チームを配置することにより、早期受診や治療、適切な対応を図ることにより、認知症の進行をおくらせ、また必要な介護サービスの導入につなげ、家族の負担を減らすとともに、認知症になられても、住みなれた地域で生活できるよう認知症高齢者を支援する体制づくりにも努めてまいります。

また、まだまだ認知症についての理解が地域の中で十分でないため、本人や家族が相談しにくい現状にもありますので、今後もさらに地域の中で認知症についての理解を深め、認知症サポーターをふやすことにより、認知症になっても住みやすい阿波市を目指してまいりたいと考えております。

現在、認知症の方が出かける場所といたしましては、認知症カフェが本市のボランティア協議会で月1回、またグループホームで1カ所、月2回開催されておりますが、認知症の方が介護保険のサービス以外で出かける場はまだまだ少ないのが現状でございます。認知症になっても、地域と交流できる場や家族が気楽に相談できる場所づくり、また体制づくりを今後検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 谷美知代さん。

○1番（谷 美知代さん） その他介護予防の促進として、従来の介護モデルから介護プラス予防モデルへ、地域ケア体制の設備では、家族同居モデルから家族同居プラス独居モデルへと制度は転換されていきます。今後ますますふえていくであろう認知症の方への取り組みがまだまだ十分に行えていないように思われますので、迅速な対応と体制の整備が重要であると思われ、地域で安心して過ごしていけるよう取り組んでいただけますようお願いし、この質問は終わります。

続いて、介護保険策定委員の状況についてですが、高齢者の大半は元気であり、定年後20年は活躍できると考えます。地域は、元気高齢者の存在と活動によって支えられると言われ、元気高齢者の活躍の場とその組織化は、地域経営の重点施策であり、市町村は全ての施策を横につなげる総合性の観点が必要で、地域の全ての資源がそれぞれの持ち味と力を発揮しつつ、人々の尊厳の確保と自立支援のために横結していることが市町村に課せられ、地域包括ケアシステムの運営責任であると言われておりますが、保険者である市町村は、保険者としての役割と同時に、基礎的な自治体として介護保険サービスと不即不離にある地域生活支援、声かけ、見守り、配食、移送、買い物、財産管理などの権利擁護、虐待防止、緊急時の対応などのコミュニティーを充実強化することによって、地域包括ケアシステムも生きていくのではないかと考えます。

では、質問です。

地域包括ケアシステムとは、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心、健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉のサービスを含めた生活支援サービスが日常生活の場、日常生活圏域、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される圏域で、適切に提供でき、24時間365日体制のケアシステムを地域単位で実現する必要があるとされておりますが、阿波市の介護保険事業計画を検討していく中で大きな役割を担っていくのが介護保険策定委員ではないかと思っておりますが、現在の委

員以外からも幅広く意見を取り入れ、日常生活圏域でいかに有機的に確保していけるようにしなければなりません。委員の見直し、もしくはそれにかわるシステム構築に向けた委員を新たに設けていくのか、お聞かせください。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 谷議員の3問目の介護保険計画の策定委員の状況についての地域包括ケアシステム構築に向けての委員の設置についてのご質問にお答えをいたします。

選定委員につきましては、介護保険事業計画の策定を目的に、策定委員会設置要綱に基づき、学識経験のある方、保健医療・福祉関係者や被保険者・費用負担関係者、また高齢者問題並びに介護問題に関心を持つ住民の方、市の代表者と5分野の中から市長が選定委員を委嘱しております。第6期の計画策定におきましては、平成26年度に21名の委員を委嘱し、計画を策定いたしました。

次期計画策定につきましては、市民のニーズの把握に努めるとともに、さまざまな意見を吸い上げ、よりよい計画となることが重要と考えておりますので、十分な課題の抽出や検討が幅広くできるよう策定委員の選定につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 谷美知代さん。

○1番（谷 美知代さん） 今の答弁につきまして再問させていただきます。

横とのつながりがまだまだ十分に行えていないようにも思われますが、医療介護連携の会は発足されましたが、他方に反映できるシステムづくりと連携体制が必要であると思われませんが、このことについてどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 谷議員の医療介護連携の会は発足されたが、他方にも反映できるシステムづくりと連携体制が必要ではないのかとの再問にお答えをいたします。

現在、本市では、介護士や専門員の連絡会がありますが、それ以外のサービス事業者ごとの部会や協議会は設置されていない状況でございます。

議員ご指摘の医療介護連携の会は、今年度より医療と介護の連携拠点事業として、阿波市医師会で実施していただいております。その中で、多職種連携の会の開催により、横のつながりができてくるものと期待をいたしております。

今後、介護事業所のみならず、医療や福祉、市の関係各課など、さまざまな多職種や関係各所が連携し、それぞれの課題や意見を集約し、課題の解決を図り、高齢者の方がいつまでも住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、そして生活支援サービスが一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 谷美知代さん。

○1番（谷 美知代さん） できるだけ地域の資源や協力者の発足等、まだまだこれからいろいろな機関から連携体制を構築していかなければならず、運営主体である市町村の中でも、特に地域包括ケアシステムの構築は、地域包括支援センターが中核機関となりますが、介護保険課も重要な役割を担ってきます。保健福祉分野に限らず、生活環境の整備も外すことはできませんので、市の関係各部でも横とのつながりを持ちながら一体的な支援ができるようお願いし、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（木村松雄君） これで1番谷美知代さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時37分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番江澤信明君の一般質問を許可いたします。

9番江澤信明君。

**9番（江澤信明君）** 9番江澤信明、12月議会の一般質問を議長の許可を得ましたので、始めさせていただきます。

まず、私は、大きな項目を2つ、阿波市の人口ビジョンについてと、それと吉野川総合整備計画について、この2点を項目ごとに質問させていただきます。

第1項の人口ビジョンについてですが、1つ目は、阿波市の将来人口目標、平成72年、今から45年先ですが、人口3万人以上を確保する重要政策はということで、初日の川人議員との質問で重なる部分があると思いますが、重複する部分は答弁を省いてもらうて結構でございますので。

今年10月に、この「阿波市人口ビジョン」という冊子をいただきました。この冊子



は、大体平成22年、5年前の国勢調査をもとにして作成されたものでございまして、新たに今年国勢調査がなされ、またこの冊子の数値も変わってくるとは思いますが、5年前の住基人口が阿波市の場合4万1,000人おられました。また、今年の住基人口が3万9,337人となっており、約1,500人強減っております。現在、自然減で年平均約300人強の人が減っており、このまま人口減が進みますと、目標数値には届かないと思います。今の出生率が1.4を、平成42年には2.07まで上昇し、それを維持すれば、人口ビジョンの阿波市の目指すべき将来、2060年の人口3万人を確保できるとしていますが、45年もの先の数値目標であります。当然私も生きておりませんが、この場でおられる方々で若干残つとる人がおるかも知れませんが、多分に夢のような部分の数値もありますが、市としては最大限努力する必要があります。どのような点で重要な政策を行うのか、これがひとつと。

次は、不妊・不育治療、妊婦健診の助成についてでございます。

先月10月に文教厚生常任委員会で、子育て支援の先進地として岡山県高梁市に視察研修に行っていました。その高梁市が、不育治療に関しては、1治療期間の経費の2分の1、申請年度に限り30万円の助成制度があり、また不妊治療に関しましては、県の助成金15万円を控除し、金額、回数無制限の助成制度があり、去年度の26年度については10の方が治療を受け、総額552万円助成しております。1人平均大体50万円程度の費用がかかっており、約10名の方が出産して、出生率の低下の歯どめの効果にはなつたというふうに申しておりました。

私は、3月議会で不妊治療の助成について質問いたしました。答弁では、今後十分検討したいとの答弁でした。阿波市総合戦略の中では、不妊・不育治療助成事業が書かれています。年齢制限をその場合するのか、また治療回数、医療費の金額などのどのように助成をしていくか。この総合戦略にその点は書いてはおりませんが、そういう制度をつくるというふうには書いております。

それと、母子手帳と同時に、妊婦一般健診健康検査の受診券が14枚交付されております。この14枚というのは県下統一でございまして、健診の際、国が定める検査項目は無料になりますが、他の検査のオプションとなり、その場合は自己負担となっております。阿波市では、平均に年に何人の方々に母子手帳を交付し、そして14枚交付した中で、何回ぐらい妊婦健診を受けておられるのか。また、自己負担のオプション検査の一般的な自己負担の分の助成制度を考えておられるのか。

3つ目は、子育て支援についてでございます。

阿波市総合戦略の中の項目に、具体的事業として、初めての子育て世帯へのヘルパー派遣制度、保育料の負担軽減、子育て支援センターの拡充、現在小学校6年生までの医療費支援を中学校3年まで拡大するなど、さまざまな事業がこの阿波市総合戦略に盛り込まれております。

「子育てするなら阿波市」を標榜している市としては、この事業を将来にわたり実施していくには、国、県のさまざまな助成制度を併用するが、阿波市として財源確保ができて、継続的にこれが将来的にも事業ができるのかどうか、この3点を質問いたします。

(15番 岩本雅雄君 退出 午後2時04分)

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、江澤議員の一般質問の1点目、阿波市人口ビジョンについての1項目、阿波市の目標、平成72年の人口3万人以上を確保する重点施策はについて、企画総務部より答弁させていただきます。

議員も申されたように、本年10月に平成72年という長期的視点に立った人口の将来展望をまとめた人口ビジョンを策定するとともに、人口ビジョンで定めた目標である、平成72年の本市人口3万人以上の確保に向け、まずスタートダッシュとなる最初の5カ年の取り組むべき事業をまとめた総合戦略を策定したところでございます。

総合戦略では、人と仕事の好循環を図るとともに、その基盤となるまちの活性化を図ることを基本とし、本市の持つ強みや優位点をさらに伸ばし、重点的に取り組むことを目指しております。また、具体的には、市民アンケートや有識者会議でのご意見、庁内調査などの結果明らかとなった、農業、子育て、安心・安全の3本柱について重点的に取り組むこととしております。

最初に、1つ目の柱であります農業につきましては、本市の基幹産業である農業を軸とした仕事づくりを目指しており、新たに阿波市産の野菜等のブランド化や販路拡大への支援、高等教育機関との連携による6次産業化などに取り組むことで、本市農業の産業競争力の強化を図ってまいりたいと考えております。また、生産性の向上や新たな雇用の確保といった観点から、1次産業関連企業の誘致にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2つ目の柱である子育てにつきましては、本市の豊かな自然環境や安心・安全な農作物などの優位性を生かしながら、子育てするなら阿波市をテーマに、支援策の充実を

図ってまいりたいと考えております。

具体的な取り組みとしましては、乳幼児等の医療費の助成対象の拡大や保育料の第3子以降無料化など、既存の施策の強化を図るとともに、現在までは妊娠後に主眼を置いていた支援について、結婚観、家族観などに対する意識の醸成や婚活など、結婚に関する支援、また不妊・不育症治療など、妊娠に関する支援を充実拡大し、結婚から妊娠、出産、育児、教育に至る切れ目のない支援体制を構築することで出生率の向上に努めてまいりたいと考えております。

そして、3つ目の柱である安心・安全につきましては、公共交通機関の充実やスマートインターチェンジの設置促進など、交通インフラの強化に取り組むことで、暮らしやすい環境整備を図ります。特に、スマートインターチェンジの設置促進については、利便性の向上のみならず、災害時においても陸路輸送の強化にもつながると考えており、支援物資の流通拠点であるアエルワや隣接するヘリポートを活用しての空路輸送などを総合的に活用するとともに、県央部という立地や自然災害の少ない地理的条件を生かし、県下全域を視野に入れた広域的な災害応急対策拠点としての機能強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、3つの柱を総合戦略の重点施策として取り組んでまいりたいと考えておりますが、総合戦略の計画期間は5年間となっておりますが、期間内における毎年度の実績評価や見直しを行うとともに、必ずしも5年間にとらわれることなく、中・長期的な視野で事業展開を行い、平成72年における本市人口3万人以上の確保を目指していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 江澤議員の一般質問の2点目の不妊・不育治療、妊婦健診の助成についてのご質問に健康福祉部よりお答えいたします。

現在、人口減少対策、少子化対策が喫緊の課題となっている中、本市といたしましては、本市の総合戦略として、子どもが欲しいのに授からないという方々に対しまして、不妊・不育治療費の助成制度の創設を検討しております。まず、不妊症治療費の助成につきましては、不妊症と診断された方が県で実施しているこのとり応援事業を利用した場合に、その上乗せ助成として、医療保険が適用されない特定不妊治療などに要する費用の一部を助成し、経済的負担への軽減や少子化対策に寄与するために実施を検討しているもの

でございます。

県こうのとり応援事業につきましては、平成28年度からは、助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が43歳未満の方が助成の対象となり、また回数については、40歳未満の方は通算6回まで、40歳から42歳の方は通算3回までで、いずれも年間制限はございません。この基準は、厚生労働省の不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会の報告書に基づくものであり、助成金額については、最大で上限23万円としております。

本市の不妊治療の助成額や治療回数などにつきましては、この県の助成基準をもとに、市の助成要綱を策定し、実施時期も含め、今後早急に検討してまいりたいと考えております。

次に、不育症治療費の助成につきましては、妊娠により妊婦一般健診を受けていく過程の中で、自然流産を繰り返し出産までに至らず、不育症と診断された方が対象となります。この制度を実施するに当たり、支援をさせていただく治療の範囲や種類、年齢、また適切な助成額を決めていくためには専門的な知識が必要であり。医師など専門家の意見も十分にお聞きしながら、不育症治療に対する助成の対象範囲や時期等を慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

議員ご質問の本市における母子手帳の平均交付人数は、平成24年度から平成26年度までの平均で、年間約222件でございます。また、本市の妊婦健診は、妊婦一般健診として胎児等の成長や妊婦の健康状態などを定期的に確認し、妊婦が妊娠期間中を安心して過ごすために必要なものとして、県内8市とその他の町村で構成する母子保健推進協議会で協議の上、阿波市妊婦健康検査実施要綱の規定により、14回の健診回数として実施しております。これは、本市における妊婦一般健診の平成26年度の利用状況につきましては、1人平均受診票使用枚数は約7.7枚となっております。

県の母子保健統計の平成26年度集計結果が上がっていないことから、26年度の県平均使用枚数は未定ですが、25年度の県平均は7.4枚となっており、これと比較しますと、県平均値よりやや多い使用枚数となっている現状でございます。

また、議員ご指摘のとおり、14回の妊婦健診項目については、受診者は自己負担なしで健診が行えることとなっておりますが、市の要綱に基づく妊婦健診項目以外の診療などが生じた場合には、受診者の自己負担となっております。

この14回の妊婦一般健診以外の市独自の支援策を設けてはどうかのご提案でござい

ますが、本市といたしましては、県内の主要な医療機関や母子保健推進協議会との協議を踏まえ、今後どのような独自支援策が可能かを十分検討の上、少子化と人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持していくため、限りある市財源の有効な活用を図り、本市としての取り組みを考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 江澤信明君。

○9番（江澤信明君） 答弁漏れ、子育て支援。

○健康福祉部長（高島輝人君） 失礼いたしました。

続きまして、江澤議員の3点目の子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

今回の阿波市総合戦略では、人口減少の克服と持続可能な地域づくりのため子育て支援施策を盛り込み、地域で支える子育て社会の実現を目指しております。

議員ご指摘のとおり、さまざまな子育て支援の施策を実施するためには、財源が必要となってまいります。地方創生による国からの交付金も充当いたしますが、継続的な事業を実施していくためには、国及び県の補助金等も有効に活用することが重要であると考えております。

現在、主な国県補助事業といたしましては、子ども・子育て支援交付金事業として、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業や放課後児童健全育成事業など、補助金を活用しながら実施しているところでございます。

今後も、引き続き子育て支援について有利な補助金の交付制度などを活用しながら、次世代の社会を担う子どもたちを社会全体で支援するさまざまな事業を継続的に展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 江澤信明君。

○9番（江澤信明君） 人口ビジョンの第1項目めの人口ビジョンの件に関しましては、答弁では、農業、子育て、安心・安全の3本柱を重点的に取り組むというふうな答弁をいただきました。これ以上深く質問を続けると45年先の夢が壊れますので、将来人口3万人を目指して、全力で取り組んでもらいたいと思っております。

それと、不妊・不育治療、妊婦健診の件でございますが、不妊治療は、早急に検討してまいりたいという答弁でございますが、県下では複数の自治体が不妊治療の助成に取り組んでおり、阿波市では、早急と言わんと、来年早々からでも取り組んでもらいたい。希望

しております。

それと、不育治療では、不育の範囲がどこからどこまで不育なのか、それがどこからどこまでの治療なのかちゅうんが非常に判断が難しく、これは専門的な医師の判断が必要だろうと思っております。ただ、不育治療においては、県下でどこの自治体もまだ取り組んでおりませんので、阿波市が取り組むとなれば、インパクトはあると思うし、また阿波市が取り組んだ事業が県下の一つのモデル事業となりますので、これは十分に検討して、早急に取り組んでもらいたいと思っております。

それと、母子手帳が平均222枚交付されておるといふような答弁で、また14枚交付してる健診票が大体平均7.7枚使用されてるということで、この222件が、私の感覚では若干少ないなと、できたら250ぐらいは欲しいなと思っておりますが、これはいろいろ子育て支援の行政サービスによって、人口ビジョンにも書いとるように、総合戦略にも書いとるように、出生率が上がってくれば、これも上がってくると思います。これは、行政サービスの向上に期待するしかないなと思っております。

それと、7.7枚が多いか少ないかちゅうのはわかりません。これは、妊婦さんの健康状態によって、健康であれば2カ月に1遍ぐらいで構いませんよと、そういうふうな格好でございますので、7.7枚が多いか少ないかちゅうのはわかりませんが、妊婦さんが安心・安全で出産できるようにサポートをしてもらいたいと思っております。

それと、財源でございますが、国も、安倍政権になって、重要政策の中で子育て支援を1つの大きな、3本の矢の一つに掲げたぐらい大きな重要課題となっております。それで、さまざまな財政支援を打ち出しており、それらの国、県の交付金を、それとまた市の独自財源を組み合わせ、これから継続的な事業ができるように財源確保を努めてください。

それと、総合戦略に明記されとるようなすばらしい政策を私は時々ホームページあけて見るんですが、余り阿波市としての特徴のホームページづくりができていないなというふうな感じをしております。結婚、出産、子育ての希望をかなえる、子育てするなら阿波市の実現に向けて、答弁ではさまざまな、いい政策を述べておりますし、また総合戦略の中にもすばらしい政策が書かれておりますが、これを市内外に発信するんに、今のホームページ、あるいはまた県下統一のクラウドを使ってるようなもんで、なかなか発進力がないん違うかなと。この総合戦略の中に、20万件のアクセスを目指すというふう書いてありますが、それがどのようなホームページづくりで実現できるのかどうか、そ

れをお尋ねいたします。

それと、阿波市の子育て支援策は、県下でも誇れる政策であり、例えば県下一安心保護者の負担、幼稚園、保育園、子どもの保育料の安さ、これは保育所、幼稚園、認定こども園、入所入園制度の中にも、その料金が明記してありまして、これは本当に県下一安くて、それと保育料の助成制度も、これに明記してあります。兄弟が同時に入所したら、その兄弟は半額になるとか、子どもさんが多い家庭は3人以降が無料になるとか、いろんな制度がこの入学案内には書かれております。これは、県下でもかなりよそに誇れる政策だと思っております。また、市内4カ所の子ども支援センター、日開谷、八幡、土成、一条、このような支援センターが充実しており、それを利用するお母さん方、またおじいさん、おばあさん、非常に評判がよろしい。このように、それぞれの支援センターで毎月1回こういうふうな1日ずつの行事表があります。これは、日開谷の子育て支援センターは「さくらんぼだより」というふうな1カ月の予定表があります。それと、土成の支援センターは「わんぱく通信」ということで、これが12月の行事表です。それと、これが八幡の支援センター「にこにこだより」、それと一条の子ども支援センターでは「なかよしだより」と、このように1カ月の1日ずつのスケジュールで支援センターの事業を行っております。こういうふうなパンフレットをつくって、またいろんなさまざまな遊びをつくって、子どもさんを先生方は迎えておられて、また幼稚園、こども園の先生方と連携して、こういうふうな支援センターを運営していております。阿波市の子育て支援センターのすばらしさのPRが非常にまだ不足している。おじいさん、おばあさん、それと若いお母さん方は、同世代の子どもたちと一緒に遊べて、また情報交換ができる場、一日預けられたら、おじいさん、おばあさん、お孫さんを預けられたら、一日だったら疲れ切ります。だから、明るる日ここへ連れていくとか、そういうふうなことで利用しておりますが、それが十分に利用するに、PRが十分不足しとんでないかというふうに考えております。だから、その周知方法をどういうふうに考えているのか。また、この支援センターで1日どれぐらいの子どもさんや父兄が利用してるのか。それと、こういうすばらしい支援センターが、久勝の保育民営化を先行しとった、これも評判がよろしい。保育所の民営化というのは、久勝で非常に評判がええ。そういうところで、保育の民営化を先行しとる阿波町には、支援センターがございません。あとの3町にはあります。阿波町にない支援センターは、今後旧阿波町でどのような計画をしているのか、これをお尋ねいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 江澤議員の再問について、企画総務部のほうで2点お答えをさせていただきます。

まず、1点目が、今阿波市がホームページとして活用している J o r u r i というのも活用しております。J o r u r i につきましては、徳島県が推進している自治体クラウドということで、県内で13市町村のところ活用しております。これにつきましては、費用が安いとかだけでなく、議員おっしゃられたように、地方創生の推進には市の情報発信というのが一番大事なことだと考えております。そういった上で、今の J o r u r i の機能を十分に果たせていない部分を補完していきたいと1点に思います。それと、機能を最大限に生かすことと、今各課でホームページの作成をしております。それをいろんなルールをつくって、迅速な情報を市民、市外にも発信できるようにまず取り組んでいきたいと思っております。

それと、2点目につきましては、K P I についてであろうかと思えます。

阿波市の総合戦略の中で、秘書人事課のほうで阿波市へのホームページのアクセス数を20万件と、5年後にしております。これにつきましては、昨年度のホームページのアクセス件数が18万件でございます。これに対しまして、毎年4,000件増加することを目標として、5年間で2万件で、18万足す2万ということで20万件ということに目標をしておりますが、この目標に向けて、阿波市のホームページによりたくさんの方がアクセスしていただけるよう、各課と、先ほども申しましたが、連携を図りながら、機能を最大限に生かして、掲載内容の充実はもちろん、誰でもが見やすく、わかりやすい情報を迅速に提供できるよう努めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 江澤議員の支援センターの利用状況と周知はどのようにしているのか、また阿波地区には子育て支援センターの施設がないが、今後どのようにするのかの2点の再問についてお答えをいたします。

まず、1点目の支援センターの利用状況と周知方法についてでございます。

子育て支援センターは、保育所などに入所していない3歳以下のお子さんと保護者が集える場として、保育士を配置し、専用ルームや園庭を開放し、子どもたちが自由に遊べる場や育児相談、また情報提供などを行っております。

利用状況につきましては、市内4つの子育て支援センターで、1日およそ35組、70



名の方が利用されておりますが、利用者からは、育児の不安を相談できる、通っている同じ年のお子さんの情報交換ができるなど、大変喜ばれております。

周知方法につきましては、現在阿波市のホームページで各支援センターの毎月の行事案内の掲示や窓口には各支援センターの行事内容の案内を置き、自由に持ち帰ることができるようにしております。

今後は、阿波市の子育て支援についてのパンフレットを作成する予定にしておりますので、母子手帳の申請時や小さなお子さんを連れて転入される方へ手渡すなど、関係機関と連携し、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の阿波地区には子育て支援センターの施設がないが、今後どうするのかということでございますが、議員ご指摘のとおり、現在阿波地区には子育て支援センターがございません。阿波地区の方は、市場の子育て支援センターにお子さんと一緒に行かれているのが現状であると思っております。

今回の阿波市総合戦略では、子育て支援センターの整備について記載しておりますが、現在市内にあります幼稚園、保育所の施設について、施設整備等検討委員会を来年度立ち上げ、将来の施設のあり方について整備計画の策定を予定しておりますので、阿波地区の子育て支援センターの整備につきましては、その計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 江澤信明君。

○9番（江澤信明君） 子育てするなら阿波市、こういうふうなキャッチフレーズで行政サービスしている以上は、よそに負けないだけの行政サービスが当然行われております。だから、外に向けて情報発信するには、今のホームページでは、私は時々あけるんですけども、余り変わらない、目立たない。だから、それをもう少し工夫して、市外の方からアクセスできるように、それでまた阿波市のすばらしさが発信できるように、ホームページづくりに励んでください。

それと、子育て支援の大体1日70名ぐらいの方々が利用されとると。また、阿波町は施設整備等検討委員会で今後の検討をしていくということですので、阿波町に関しても、早急にこういうすばらしい制度ができるように検討をお願いいたします。

阿波市は、県下一安い保育料でございます。ただ、昨日のテレビ報道で、高校の無償化で不祥事があってテレビ報道されておりますが、私は、国の方針として、高校無償化よ

り、本当は保育料の無料化のほうが先じゃないかなと常々思っております。ただ、これは国のほうの政策でございますので、答弁も求めませんし、これ私の思いでございます。

それと、近々に私、NHKのテレビで番組を見たんですが、子育て世代が消えるまちとして、千葉県の銚子市を取り上げておりました。千葉県の銚子市と利根川を挟んだ茨城県の神栖市への子育て世代が数多く移住していると。川渡った、橋渡った隣のまちに移住しているというふうな番組でございました。それは、両市の子育て支援政策の行政サービスの違いによって、神栖市のほうがよりきめ細やかな政策が子育てしやすいということで住居を移しているという番組でした。ここは、これに私も資料を取り寄せましたけども、将来的には神栖市は4,000人人口がふえて、銚子は2万人減るというふうな予測も書いてあります。現実には、ここ10年で、そういう人口減が起こりまして、銚子市は税収が10%落ちたというふうなこともテレビで言っておりました。

阿波市は、本当によそから比べたら、学校の耐震化大規模改修とか、それとかそういうさまざまな子育て支援をしている中で、子ども1人当たりにかかる子育て支援の額は県下一でございます。金額的に見たって県下一でございます。こういうことを本当に外に向かって発信して、阿波市に少しでも魅力を感じていただいて、住所を移していただく、そういうふうな政策も必要でないかと、私は思っております。だから、企画総務部長にお願いしたいのは、情報発信力というのは本当に大切だと思っております。

これで、この項の質問は終わります。

それと、2つ目の吉野川総合整備計画についてでございます。

1つ目は、河道の整備、樹木の伐根、堆積砂利の撤去についてでございます。

国土交通省四国地方整備局は、おおむね30年で実施する河川整備の目標の内容を取りまとめた「吉野川水系河川整備計画」を、上流、中流、下流でいろいろのさまざまな公聴会を重ねて、平成21年8月に策定いたしております。その後、その計画に基づき河川整備を行っておりますが、東北の大震災、あるいはまた近々では栃木県、茨城県の関東平野の大洪水、近年の異常気象、流域の状況変化があり、新たな視点で計画の点検を行い、必要であれば、その計画を変更するために、先月の11月17日に吉野川水系河川整備計画の点検、変更について意見を聞く、吉野川学識者会議を開催しております。その会議の中で、河川内の樹木の伐開、堆積砂利の撤去の意見も出ておりました。主には、下流域の堤防の液状化の耐震化とか、上流の無堤地区の解消とか、そういうのが重立ったと思っておりますが、その中で樹木の伐開とか、河道整備が出ておりました。

阿波市においても、阿波町西原の竹林の流出により堤防が侵食され、そのため善入寺島の潜水橋に竹や樹木がひっかかり、宮田橋が流出するという災害が起こっております。今、川島潜水橋の上流で樹木の撤去、堆積砂利の撤去を行っておりますが、この事業をもう少し流域を拡大していただいて、河道整備が十分に行えるように、国に対して要望していただくようお願い申し上げます。

それと、西原地区の堤防流出の完工がもう近いと思いますが、それがいつぐらいになるのか、それと宮田橋がいつぐらいに完成するのか、この点をお聞きします。

それと、2つ目は、堤上線、通称堤上線と言ってますが、県道香美吉野線の計画はということでございます。

現在、堤上線は、吉野町の中央橋から西へ、吉野町の部分だけ完成しております。それから西へ延伸を切望しておりますが、まだ手つかずのままでございます。今後、どのような工事計画がなされておるのか、その2点をお聞きいたします。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 江澤議員の一般質問2点目、吉野川総合整備計画について、1項の河道整備及び2項の県道香美吉野線の整備計画について、あわせてお答えいたします。

国土交通省四国地方整備局では、吉野川水系において、今後30年で実施する河川整備の目標と内容についてまとめた「吉野川水系河川整備計画」を平成21年8月に策定しております。この計画に基づきまして、阿波市内におきましては唯一無堤地区でありました勝命箇所の築堤工事が進められております。下流側の谷島工区の築堤工事は、本年3月に完了し、引き続き上流側の伊沢市工区の整備に着手しております。

一方、吉野川では、近年柳類や真竹による河道内の樹林化や局所的な土砂堆積が進行し、洪水時の流下への支障、また樋門など、河川管理施設への影響などが懸念されております。国土交通省も、河川整備計画や維持管理計画に沿って、河道の維持管理対策として必要に応じ、樹木伐採や河道掘削が実施されております。

そのような状況の中、阿波町西原において、昨年8月に襲来した台風12号、11号の洪水により、堤防への影響が懸念されるほどの河岸侵食が発生し、現在国土交通省により災害復旧工事が行われており、今年度末には完成する見込みとなっております。国土交通省では、この要因として、河床土砂の堆積、また樹木の繁茂等も考えられるため、再度の災害防止に向けた検討も進められているとお聞きしております。

議員ご質問にありましたように、今回の吉野川水系河川整備計画の点検につきましては、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗の見直しを適切に反映できるよう点検が行われるものでございます。先般、学識者会議におきまして、中小洪水による侵食被害等を踏まえ、樹木伐採や河道掘削を含む総合的な河道管理のあり方について議論される予定でございます。

阿波市といたしましては、西原地区の河岸侵食における再度の災害防止に向けた対策検討や吉野川水系河川整備計画の点検結果を注視するとともに、災害復旧工事の早期の完成や樹木の伐採、伐根及び河道掘削などの対策について、河川管理者であります国土交通省に対し、本年7月、石井町で開催されました四国治水期成同盟連合会通常総会など、機会あるたびに要望しております。今後も、継続的な要望を続けてまいりたいと考えております。

また、昨年8月の台風により、県道市場学停車場線にかかる香美潜水橋、通称宮田橋が被災し、東部県土整備局吉野川庁舎において、災害復旧事業が施工されております。現在は、工場で橋桁の製作が完了し、設置準備作業に取りかかっているところでございます。耕作者の皆様にはご不便をおかけしますが、完成は平成28年3月になる見込みとなっております。

続きまして、2点目の県道香美吉野線の整備計画についてでございますが、本路線の整備状況は、阿波中央橋北詰の交差点から上流へ向け760メートル区間が、堤上部を活用し昨年8月に供用開始され、利便性、安全性が大きく向上しております。また、本年には、阿波麻植大橋の東側において、道路が屈曲し、通行にも非常に危険な箇所がありましたが、安全に通行できるよう局部改良が実施されております。

東部県土整備局吉野川庁舎に確認しましたところ、現在本県道堤上部の整備計画は予定されておませんが、今後とも通行に支障がある区間につきましては、交通安全や円滑な通行の確保のため、道路拡幅や待避所の整備に努めてまいりたいとのことであります。

本県道の整備促進につきましては、平成24年12月に知事・市町村長会懇話会、また平成25年11月には知事に要望書を提出、平成26年4月には東部県土整備局吉野川庁舎にそれぞれ堤上部を活用した整備要望を行ってまいりました。

現在、阿波市内において、宮川内牛島停車場線の吉野バイパスを初めとする県道整備が各地域で進められております。事業予算も限られておりますが、本県道の整備推進につきまして、県に対し引き続き要望をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 江澤信明君。

○9番（江澤信明君） 国土交通省のほうに、吉野川の河道整備をずっと要望していただいとると答弁していただきました。これは、言い続けなんたら、なかなか実現しないものでございます。

それと、宮田橋、それと西原の堤防の侵食、これは今年度末に完成するというので、今答弁いただきました。

それと、香美吉野線は、市内でも道路として今は西条大橋から北詰のあのバイパスを予算化してしておるような状態で、県の予算も限られておるので、なかなか手につかないというふうなご返事でした。順番はあるとは思いますが、引き続き県のほうに要望していただいております。またいつかのときにはそれが実現すると思っております。

私が、今耕作している善入寺島土地改良区は、毎年水資源公団池田ダム事務所へ、今年も洪水調整に対して配慮していただきまして作物ができましたということで、お礼兼ねてご挨拶、陳情に毎年行っておりますが、先月11月に、今年は水資源公団の方からぜひ現地を視察したいということで阿波市に來られまして、早明浦ダム、池田ダムを管理する水資源公団の所長が、阿波市の北岸用水の農業でのどういうふうな利用方法か、またあるいは善入寺島のどのように洪水のときに被害が起きているのかというふうな、作物の作付等を現状を視察いただきまして、早明浦ダム、池田ダムの管理運営方法など、副市長を初め、農政部長を含めて、勉強させていただいたところでございます。そしてそのとき、ちょうど市長が不在でありまして、市長はそのとき、今議会冒頭でもおっしゃった四国治水期成同盟連合会ですかね、その会合に上京されておりました。それで、ちょうどタイミングがなかなか合わなかったんですけど、私が考えたのは、ちょうどええタイミングやなと。市長がどのように阿波市の状況を国土交通省のほうに状況を説明し、阿波市の現状をこういうふうになると、できたら予算をいただきたいというふうに陳情していただきよんかなと思っておりますので、市長が上京したときの状況をお聞かせ願います。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 江澤議員の再問ということで、吉野川の河川整備ですかね、この件について東京へ要望に行かれてるようですけど、どのような要望をしてるのかというような話だと思いますが、今年の7月には、石井町で四国治水期成同盟連合会と四国河川協

議会の総会がありました。そのときには、発言私がしたのは、やっぱり今江澤議員から質問ありました、河床の、河川にある土砂、堆積土砂と、それから柳とか真竹とか伐根を早くやってください、非常に県河川への影響も大きいというふうなことを強く要請してます。その後、11月18日と19日に国土交通省へ行きて、同じことも言ったんですが、とりあえず四国のたしか35の自治体になりますかね、19市15町1村が連絡協議会へ入ってます、私もこれの要望については欠席したことないんです。なぜかという、谷島ですかね、3月に完成してます。あと、伊沢市の工事、一年半ほどおくれましたけれども、早く着工してくれた。あと、今言いました西原の災害ですかね、あれの早い完成、あと善入寺島の剣先のお礼も兼ねてやっています。ただ、私どもの団体の要望が、18日は朝8時から、モーニングサービスというんですかね、四国の出身の国会議員、本人が出られなかったら秘書が出てますけれども、四国全部の国会議員と我々の要望団で、朝8時、ホテルで朝食会をやります。1時間以上話し合いを対面でやりながら、本当に詳しく詳しく話をしている。その後、国交省大臣ほか、35人ぐらいですかね、手渡し要望もあるし、対面の要望もあります。その後、県選出の国会議員のほうへ要望書を手渡ししていくと。念には念を入れてというんですか、そのあたりは相当緻密に連絡を取り合って要望してあります。そういう成果でしょうか、阿波市の所管のところについては、割合スピーディーに整備が動いてるんじゃないかと。

ただ、1つ欠点と言われたらあるんですが、やはり県の所管の部分と国の所管の部分で境目の部分がありますよね、その分の今位置調整、そのあたりがちょっと難しいところがあるようです。これについても、私のほうも、県下で初めて、公募型の河川木伐採ですかね、あれを県下で初めて阿波市だけがやっています。そんなところで、国交省にも県にも申し上げたんですが、市が事業主体でなくても、県、国、市が協調して連携しながらやっていかんと、これはできないんじゃないですかということも提案してあります。おかげで、阿波市が、伐根、伐採の第1号の許可をもらって、阿波病院の南ですかね、あれは順調にいきました。これも、議員の非常な努力もあってのことということで、非常に感謝してありますし、先般も知事との懇談会ありましたけれども、私もしっかりお礼を申し上げました。知事も、こういう制度が県下全部に広げなきゃいかんかなってというようなことも発言されたようです。これからも、そういう手法を、国の河川は国、県は県、市は市だと言うんじゃないで、やっぱり3者が連携しながら、地域の河川整備保全をやっていく、こういうふうにご考えておりますので、これからも議員の方にはご理解とご協力を賜りたいと思いま

す。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） 江澤信明君。

○9番（江澤信明君） 市長は、四国治水期成同盟会の会合に欠席したことがない、熱心に出席されて、阿波市のいろんな現状について要望をなされておるといふふうに、今答弁いただきました。今後とも、熱心に要望活動をお願い申し上げます。

それと、11月17日ですか、整備計画の点検と変更をする吉野川河川整備計画の点検変更の意見を聞く会という、吉野川学識者会議の中に、土木工学、河川工学、また免震学とか、あるいは環境学とかというふうな、そういう専門の方々がおられる中で、吉野川の築堤を歴史的に見るような歴史学者とか考古学者の方が参加されておらなかったの、市長には、できたら歴史的な観点から吉野川の整備計画をできるように、そういう学者を参加、加えてもらえるように、国土交通省にお願いしたいと思っております。それはなぜなら、古代から明治、大正時代まで、吉野川には堤防がなくて、この近辺は吉野川の本当に中州、島ばかりがずっとあって、昔は交通手段というたら水上交通と、水運がほとんどでございまして、だから阿波市の中にも大野島、江ノ島、東島、それからまた吉野町のほうへ行ったら柿島、その対岸で知恵島、鴨島、川島というふうに、ほとんどみんなが昔からの地名見たらすぐわかる、島ばかりだったんですよ、ここらあたりが。ただ、下流域の住民の安全・安心守るために堤防をつくったことで、善入寺島だけが吉野川の中に取り残された。そういうふうな歴史的観点とか、それを吉野川に善入寺島が取り残された遊水地帯になることによって、下流域の洪水の予防になったというふうで、遊水地帯になれば、当然中でおられた3,000人の住民の方々が島外移住を余儀なくされて、全島3,000人が離島が完了したんが大正4年、今からちょうど100年前なんです。そういう歴史的観点から吉野川の整備計画を述べていただけるような、そういう歴史学者とか、なぜ第十堰ができたとか、川島町善入寺島の河床の中の青石で第十堰をこしらえたとか、その護岸工事に、あのあたりの青石を皆船で持っていったとか、そういうふうな歴史的観点から吉野川の整備計画に意見を述べてもらえるような学者をその学識者会議の中に加えていただけるように、国土交通省の整備局のほうに働きかけていただけたらと思っております。これは、市長に対しての要望でございます。その要望をしまして、私の今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（木村松雄君） これで9番江澤信明君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 4 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2 番笠井一司君の一般質問を許可いたします。

2 番笠井一司君。

○2 番（笠井一司君） ただいま議長の許可をいただきましたので、2 番笠井一司、一般質問をいたします。

本日は、4 つの質問をしたいと思います。特に、初めの 2 点につきましては、広域行政に関すること等を質問いたします。

まず第 1 点目は、県道船戸切幡上板線の 2 車線化への取り組みについてであります。

この件については、9 月でも出口議員が質問されましたけれども、私のほうからも質問させていただきたいと思います。

県道船戸切幡上板線は、山川町を起点に、阿波町、市場町、土成町を經由し、上板町に至る約 27 キロメートルの県道で、阿波市にとっては、市内を東西に結ぶ幹線道であります。昭和 40 年代より、上板町付近の東のほうから順次 2 車線化が進められ、現在延長の約 44%、約 12 キロメートルが 2 車線化できております。昨年には、現在工事が進められている土成工区の西半分、土成小学校の前約 1.2 キロメートルが開通したところですが、工区の東側もまだしばらく工事には時間がかかり、2 車線化がなかなか進んでおりません。今、土成小学校前から切幡まで約 2 キロくらいだと思いますが、まだ未整備のため、通行に支障があるばかりでなく、安全性にも問題がある区間が残っております。

また、阿波市では、昨年新市庁舎が完成し、多くの市庁舎利用者は、県道鳴門池田線を使って来庁しておりますが、市庁舎の前を通っている県道船戸切幡上板線の 2 車線化が進められれば、市民の利用や市の発展に大きく貢献するものでありますので、2 車線化が急がれます。市長には、これまで以上に 2 車線化に積極的に取り組んでいただきたいと思いますのであります。

そこで、これまでの取り組みと今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 笠井議員の一般質問 1 点目、船戸切幡上板線の 2 車線化への



取り組みについて、新庁舎の完成を受けて、東西交通の改善のため県道船戸切幡上板線の2車線化に積極的に取り組むべきと思うが、これまでの取り組みと今後の見通しはについてお答えいたします。

一般県道船戸切幡上板線につきましては、現在東部県土整備局吉野川庁舎において土成バイパスが整備中であり、土成町成当土成小学校西側から土成町丸山土成支所北側までの延長約2.3キロメートルが整備区間となっております。バイパス区間の西側となる土成小学校前から東へ向け約1.2キロ間につきましては昨年7月に完成し、供用を開始しております。土成支所西側の1.1キロ区間につきましては、用地も全て取得済みであり、現在整備が進められております。また、市場町の県道切幡川島線から東側500メートル区間につきましては、切幡工区として事業化され、用地、境界立会等も完了し、用地が取得できた箇所から順次工事に着手しておる状況でございます。

土成バイパスと切幡工区を結ぶ区間及び新庁舎から西の区間については、平成26年2月に事業化と整備促進を知事に直接要望書を提出しております。本区間につきましては、現在路線計画はありませんが、整備が急がれる区間であると県も認識をされております。

新庁舎、交流防災拠点施設アエルワへの来庁者はもとより、各種イベントも頻繁に開催されており、また災害発生時には後方支援拠点としての機能も有し、本県道も重要なアクセス道路となります。交通量も増加していることから、早期の工事完成や事業化が図られるよう県に対し積極的に要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 県道船戸切幡上板線の2車線化の状況についてお伺いしました。市のほうでも、県に要望をするなどして事業の促進に協力しているようですが、なかなか思うように進まないようです。

そこで、再問ですが、市庁舎の北側に2車線の農免道路が東西に通っておりますので、阿波市庁舎と東西の流れを補完するため、市道市場東部線の農免道路への整備、約1.5キロほどですけれども、その整備を進めてはどうかと思いますが、どうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 続きまして、2点目の東西交通の流れを補完するため、市道市場東部線の農免道路への整備を進めてはどうかについてお答えいたします。

現在、新庁舎の東西からのアクセス道路といたしましては、県道船戸切幡上板線と市道奈良坂古田線がございますが、両路線とも幅員が狭く、対向も困難な箇所が多くあり、ほとんどの車両が新庁舎東側を南北に結ぶ市道を利用しております。県道鳴門池田線から県道船戸切幡上板線までは、市道末広古田線延長1,100メートル及び県道船戸切幡上板線から農免道路までが市道市場東部線延長1,500メートルであります。南側の末広古田線につきましては全線2車線に整備されておりますが、市場東部線につきましては、新庁舎周辺のみ2車線に整備されており、新庁舎から北へ農免道路までの区間は、幅員が5から6メートルありますが、路肩が未整備であるため、大型車両との対向が困難な箇所や舗装も劣化している箇所がありますので、安全に通行するには今後整備が必要と思われま

す。

本年度、日開谷川沿いの県道津田川島線から新庁舎へのアクセス性の向上を図るため、金清谷川沿いにある市道奈良坂東西線を活用したバイパス的な改良工事を計画しており、現在詳細設計が実施されております。この路線の改良工事が完成するまでは数年かかると予想されますので、当面の間は農免道路から市場東部線をアクセス道路として利用すると考えられます。

市場東部線が接続する農免道路は、市場と土成を結ぶ2車線の幹線道路となっており、現在社会資本整備交付金事業を活用し、舗装工事を順次進めております。現在、金清池周辺から東へ向け舗装工事を計画しているところでございます。市場東部線の整備につきましては、農免道路の整備完了後に交付金事業を活用し計画したいと、今後考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 今回、県道船戸切幡上板線の2車線化の促進についてお伺いいたしましたが、県事業であり、昨今の公共事業費の縮小により、思うように工事は進んでおりません。しかし、事業の促進には、先ほど江澤議員も申しておりましたけれども、言い続けることが大切だと思います。放っておけば、いつまでたっても進みませんので、市長には事あるごとに阿波市の重点事業として県道船戸切幡上板線の2車線化の促進を要望していただき、できるだけ早く完成するようお願いしたいと思います。

また、市のほうでも、今回質問いたしました市場東部線だけでなく、市道奈良坂東西線の改良を行い、市庁舎へのアクセスをよくしようということですので、よろしくお願

たいと思います。

第2点目は、運転免許サブセンターの阿波市への誘致についてでございます。

先般、9月26日の新聞報道によりますと、県警本部長は、9月定例県議会の本議会におきまして、運転免許証の更新手続が即日交付することが可能となる運転免許サブセンターを県西部、県南部に設置することを検討していると答弁をしたとのことでございます。

運転免許証の更新手続につきましては、松茂町にある運転免許センターで行う場合は、その日のうちに新たな更新免許証が交付されますが、地元の警察署窓口で行う場合、更新受け付けや講習等で複数回警察署を訪れなければなりません。地元の阿波警察署庁舎においても、更新手続がなされておりますが、即日交付という形での運用はなされておらないため、警察署庁舎には2日以上行かなければなりません。

また、運転免許の更新は、時期が来ればドライバーとしてはいやが応でも進めなければならない手続でございますことから、更新施設には安定した来訪者が見込まれ、設置周辺の商業施設への利用も必然的に増加するなど、その経済効果にも期待が持たれるところであります。

なお、県下の運転免許保有者数は約53万人、阿波市、吉野川市以西は、約22万人という状況でございます。今回県西部のサブセンターは、阿波市、吉野川市、美馬市、三好市を管内とするわけですけれども、大体年間3万人から4万人が更新手続のために利用する、つまり毎日100人から200人が利用する施設となります。また、サブセンターは、更新手続と講習を行うこととなりますので、事務室と幾つかの会議室、そして来庁者のための駐車場を必要としているとのことでございます。報道では、サブセンターの設置場所は警察庁舎や市町村庁舎の利用を検討しているとのことであります。市内には、現在幾つか未利用となっている旧阿波市行政庁舎があり、この有効活用にもつながると思われまますので、阿波市においても警察本部や県当局に対して積極的に誘致活動を進めるべきではないかと思えます。特に、阿波市においては、現在徳島自動車道に新たにスマートインターを整備すべく国土交通省に働きかけをしておりますが、交通行政の中核となる施設があれば、スマートインターの整備の意義もより高くなるほか、施設の利用者の増加につながるなど、整備に向けたセールスポイントともなります。このように、運転免許サブセンターの誘致は、市民の利便性だけでなく、市の活性化や経済効果、また雇用にもつながり、市勢の発展に大きく寄与するものと考えられます。既に、他の自治体では誘致の機運があると聞いておりますので、阿波市においても速やかに警察本部や県当局に対して積極

的に誘致活動を進めるべきではないかと思いますが、この点につきまして、市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、笠井議員の一般質問の2点目、運転免許サブセンターの阿波市への誘致についてのうち、運転免許サブセンターの阿波市への誘致に積極的に取り組んではどうかについて答弁させていただきます。

運転免許サブセンターの設置につきましては、議員が先ほど申されたように、本年9月25日に開催されました徳島県議会9月定例会において、本市選出の丸若県議の代表質問に対しまして徳島県警本部長から答弁があり、県西部と県南部での設置を検討しているとのことでありました。

現在、免許証の更新手続を行っているのは、県運転免許センターと県内9署、2分庁舎となっており、即日交付ができるのは徳島県運転免許センターのみとなっており、警察署で更新した多くの方から、近い場所で即日交付を可能にしてほしいとの意見が寄せられていることから、検討しているとのことであります。県警によりますと、サブセンターは、免許証更新者を対象に、更新手続や講習などを行い、免許証を即日交付することができるかとされております。設置場所としては、警察庁舎か市町村の公共施設の利用を検討するとの報道がなされており、具体的なことについては公表されていない状況から、阿波市としては、情報を収集しながら検討をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

（5番 松村幸治君 退出 午後3時30分）

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ただいまご答弁をいただきました。市長のご答弁を求めましたけれども、企画総務部長からの情報収集しながら検討していきたいという答弁でございました。

既に動いている自治体があるわけでございます。しかしながら、これから情報収集とは全く対応がおくれていると言わざるを得ません。こんなのんびりした対応でいいんでしょうか。

実は、3年前をお忘れになったのでしょうかと思います。3年前といいますと、当時私はこの議場におりませんでした。今この議場におられる大部分の方がおられたと思いま

す。阿波警察署と吉野川警察署の統合をめぐる大騒動になり、警察署再編の見直しを求める意見書や請願書を県や警察本部に出す事態となりました。当時、既に警察署の統合計画は8年も前に出されていたのに、当時私には何を今ごろという思いがありましたけれども、何はともあれ、行動するときは早期の対応が必要です。そのときのことを思い出すと、喉元過ぎればという言葉がありますが、今回の件に関し情報収集もできていないのは残念ですし、問題だと思えます。

今回の運転免許センターの構想は、警察再編の一環で行われるものであります。市長のよく口にされるストーリー、警察再編のストーリーの中の一つであります。運転免許をサブセンターで取り扱うということは、警察署での免許更新はなくなるということです。これ以上のことを言うと、またもっと刺激的になるので申し上げませんが、そういうことです。このサブセンターが誘致できなければ、市民は、美馬市または吉野川市、サブセンターがどこに行くことになるかわかりませんが、市外へ行かなければなりません。市内の運転免許人口は約2万8,000人です。その人たちに対し、市長は3年に1回だから、あるいは5年に1回だから、別に市外へ行ってもいいんじゃないかと問われますか。また、サブセンターができれば、県西部の方が毎日約100人から200人訪れます。全ての人が必要でも買い物をしませんが、ちょっと寄ってみようかということもあり、何割かの人でも買い物や食事をしてもらえば、経済効果は大きいと思えます。

今、市では、10周年記念事業やいろいろなところで市内を盛り上げるために多くのイベントを一生懸命になってやっていますが、これには市外の人にも阿波市に来てもらおうということも目的としていると思えます。サブセンターができて毎日訪れる100人、200人は大したことではないのでしょうか。また、多くはないかもしれませんが、雇用も生まれることでしょう。企業誘致のときは、どの自治体も、あれもしましょう、これもしましょうと、いい条件を出して、引っ張り合いになります。こんな対応が遅い、こんなんびりした対応で企業誘致ができますか。今回のペースでは、残念ながら、そうした切迫感が感じられません。相手から話があるのを待っていたのでは、できるものもできません。もう少し危機感を持って情報収集をしていただき、早く判断をし、行動をとっていただきたいと思えます。

改めて、運転免許サブセンターは阿波市にとって重要な施設となるものであります。既に幾つかの自治体からも働きかけが来ているようですので、阿波市も速やかに、かつ積極

的に誘致活動をすべきだと申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

昨日の川人議員の部長答弁、市長答弁のお約束もごございますので、市長の答弁は求めません。このことについては、次回3月議会で改めて質問したいと思います。

3点目は、空き家、空き地や遊休地対策についてであります。

ここ数年で、空き家や遊休農地など、十分に管理されていない土地、建物が目立ってまいました。この問題は、今我々が直面している少子・高齢化の一つの側面でもあります。それに加えて、農地では、特に米価が安くなったことを初めとした、農業の低迷が大きく影響していると思われまます。人口減少が進む中で、今後こうした空き家等については、これからもますますふえていくのではないかと思います。

そこで、管理が十分でない空き家、空き地や遊休農地について、市のほうではどのように把握しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、笠井議員の一般質問の3点目、空き家、空き地や遊休農地対策についての1項目め、空き家、空き地や遊休農地が多数発生しているが、現状は把握しているのかについて、企画総務部で一括して答弁させていただきます。

最初に、空き家、空き地の現状についてお答えいたします。

阿波市の空き家につきましては、移住を促進する業務の一環として調査しているところであります。平成27年5月より、移住交流専門相談員2名を雇用し、移住に関し案内、相談等総合的に対応しながら、移住者においても関心の高い空き家に関する情報の充実を図るべく、空き家調査を行っております。今回の調査を通して、後継者の不在により土地、家屋の維持管理ができなくなった物件について、持ち主の売却、賃借の希望を把握し、市に空き家情報の登録をすることで、移住者の受け入れ先として活用し、定住につながることをしております。

現状といたしましては、本年11月末現在で約7割程度の調査が終了し、利活用できる空き家として確認されている物件は約390軒となっております。本年度中には、市内全域の調査を終了しデータベース化する予定であり、移住者への相談に活用するとともに、ホームページを活用して情報提供を行うこととしております。

また、危険空き家につきましては、平成26年11月に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法が今年の2月に施行され、適切な管理が行われていない空き家等が防

災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼす場合の危険空き家と思われる空き家の所有者に対しては、適切な管理をお願いすべく文書にて依頼しているところであります。

次に、空き地につきましては、法の規制もなく、現状の把握はできておりませんが、空き地周辺の市民の方から通報があり、雑草等による周辺環境への影響がある場合は、所有者に対して草刈り等の適切な管理を文書にて依頼しているところであります。

次に、遊休農地の現状についてであります。農地はそれ自体が生産力を持つものであり、食料を安定的に供給するための限られた貴重な財源であることから、良好な状態で確保し、最大限に利用されるようにしていくためには、遊休農地等に関する措置を適切に実施し、遊休農地等の解消及び発生防止に積極的に取り組むことが何よりも重要であると考えます。

次に、遊休農地の発生原因としては、圃場の規模や形状、地形や周辺の対策状況のほか、耕作者の高齢化や担い手不足、相続等による不在地主の増加や農産物の価格低迷などの農業経営状況の悪化などが考えられます。参考といたしまして、阿波市における遊休農地の現状といたしましては、農地台帳面積が約3,909ヘクタール、そのうち遊休農地が約93.1ヘクタールで、率にして約2.4%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） この問題は、地域振興、危機管理、農地、住宅、環境衛生と、多くの所管が分かれておりますが、企画総務部長のほうで一括してご答弁をいただきました。

空き家は、現在まだ調査が7割しか済んでないということですが390軒、遊休農地は約93.1ヘクタール、農地の約2.4%ということでございます。ご答弁をいただきました空き家につきましては、利用可能な空き家だと思われま。老朽危険空き家や空き地につきましては十分されてないようですけども、問題があれば、適切な管理を文書にて依頼しているということでございます。

空き家につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が昨年公布され、本年2月から施行されております。この法律では、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用など、空き家等に関する施策を行うということを目的としておりまして、市町村は、国の基本指針に基づいて、空き

家等の調査を行うとともに、協議会を設置し、空き家等の対策計画を策定、実施することができるものであります。

この法律では、空き家を調査の上、利活用可能なものと除却すべきものに分け、利活用できるものは利活用を推進し、除却すべきものは所有者に除却や修繕等必要な措置をとるよう市町村が指導していくというもので、特に著しく保安上危険な建物、著しく衛生上有害となる建物、著しく景観を損なっている建物や周辺的生活環境の保全のため放置することが不適切な建物を特定空き家等として、市町村が所有者に除却、修繕等の必要な措置をとるよう指導ができることを認めております。

これまで、危険な建物については、なかなか除却の指導ができなかったところですが、この法律ができたことにより、法律で言う特定空き家等に対して立入調査や除却等の指導から勧告、この勧告の時点で固定資産税の6分の1の減税がなくなるようでございますが、その勧告を経て、命令、代執行の措置が可能となりました。

また、遊休農地については、農地法第30条による農業委員会の利用状況調査、農地法第32条による農業委員会の利用意向調査や農地法第36条による農地中間管理機構との協議の勧告などにより農地の利用を図ることとっておりますが、農地として利用されておらず、病虫害の発生などにより周辺の営農に著しい支障が生じる場合は、市町村長は、農地法第44条により、農地の所有者に対し、その支障の除去等の措置を講ずることを命じることができることとなっております。

そこで、今後ますますふえていくのではないかと懸念される空き家、空き地、遊休農地対策について、今後どのように取り組むのか、お伺いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、笠井議員の今後どのように取り組んでいくのかということについて、これも一括して答弁させていただきます。

最初に、空き家、空き地についてであります。空き家につきましては、調査員が近隣住民に情報提供を求めているところですが、持ち主不明で連絡がとれない場合が多く、また建物の補修、修繕が必要となってきます。すぐに入居できない、家財道具が残っているなどの問題があることから、阿波市空き家情報登録制度への登録に至る件数が少なく、12件の登録があり、賃貸借の契約成立もありましたが、現在4件がホームページ上で公開されております。



今後におきましても、既に空き家となっている持ち主に対し、粘り強く市への登録を依頼するとともに、新たに空き家となった物件についても登録していただけるよう阿波市ホームページ、ACN、広報をより一層活用し、情報発信することで市民の協力を得られるよう努力していきたいと考えております。

また、関係各課連携のもと、情報共有をするとともに、定住促進リフォーム事業などの活用も含め、空き家の把握、利活用等に粘り強く取り組むこととしております。

また、空き地につきましては、広報阿波、ACN等を活用し、所有者に対して適切な管理について啓発に努めていきたいと考えております。

次に、遊休農地の今後の取り組みについてであります。農業委員会での対策として、農地の貸し借りや売買について、農地あっせん申し出の受け付けをしており、毎年開催の総会において、担当の農業委員を指名して、あっせんの仲介を行っており、日常的には地域住民から雑草等が繁茂しているなどの苦情通報があった場合は、職員が現地を調査し、文書による適正な管理について指導を行うとともに、利用意向について調査をしております。

また、遊休農地を解消する手段の一つとして、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積制度があります。これは、農地の貸し借りなどについて農用地利用集積計画を定め、農地の流動化を図るもので、農業者の高齢化や兼業化、あるいは担い手がないなどの理由により農地の管理を任せたいという農地所有者と農地を借りて経営規模を拡大したいという希望を持つ農業者との間に市が入って、経営基盤強化促進法に基づき、農地の貸し借り等を農地法によらず行うもので、貸す側と借りる側が双方が安心して農地の管理ができる制度であります。

次に、新たな事業として、平成26年度から農業の構造改革を推進するため、農地利用の集積・集約化を行う徳島県農地中間管理機構を通じ、遊休農地解消措置の改善、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化などを講じる農地中間管理事業にも取り組んでいます。

また、農業委員会が現在取り組んでおります農地パトロールを活用し、農業委員会の役割として実施が義務づけられている農地の利用の状況についての調査を行っております。本年度は、10月から11月にかけて農業委員と事務局が各担当地域のパトロールを行い、農地の利用状況についての調査を実施いたしました。この調査をもとに、今後所有者等へ利用意向調査を行い、所有者等から表明された意向の内容を勘案しつつ、農地の利用

増進に向けてあっせん、その他の利用調整を関係機関と連携して推進するとともに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業などに取り組んでいる土地改良区等と連携しながら、遊休農地の解消に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 空き家については、利用できる建物は調査も行っており、阿波市空き家情報登録制度や定住促進リフォーム事業により利活用に取り組んでいるということでございます。

老朽危険空き家は、除却支援事業により補助金により除去を目指そうとしておりますが、補助金の対象要件には制約が多く、なかなか使いづらいのではないかと思います。著しく保安上危険となるおそれがある建物等である特定空き家等については、今年施行された特別措置法に基づき、除却等の措置を所有者に指導、監督、命令する体制、条件が整う場合には代執行を行うことも検討すべきであると考えます。

遊休農地については、農業委員会の農地のあっせんや農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積制度の活用や、昨年度からは農地中間管理機構を通じての農地の利用集積、集約化により、農地の有効活用の取り組みと中山間地域等直接支払制度や多面的機能交付金事業などの助成による地域での耕作放棄地の共同管理による遊休農地の解消に取り組んでおり、かなりの成果を上げているのではないかと考えております。

また、農業委員会では、農地パトロールを実施するほか、地域住民から雑草等が繁茂しているなどの通報があった場合には、現地調査の上で適正な管理を文書で指導するものの、現時点ではなかなか解消には至ってないと思われ、農業者の高齢化や人口減少、米の値段が下がっている現状では、今後も耕作放棄地はふえていくのではないかと考えられますので、農地の所有者に対し、もっと強制力を持った指導を行うことも検討すべきではないかと思われま。

また、特定空き家法や農地法の対象でない土地については、今のところ目立った対応策はないようですが、問題のあるところは、文書での依頼により適正管理を求めているということでございます。今のところ、これ以上のことはできないかもわかりません。ただ、将来的には他市町村で制定されているような景観条例や草刈り条例などを制定することにより、所有者に適正管理を求めることも検討すべきであると考えます。

続きまして、4点目は、阿波市市制施行10周年記念事業についてでございます。

今議会本会議での市長の行政報告の冒頭で、阿波市市制施行10周年記念事業の報告がございました。新市庁舎の落成と本市の市制10周年を迎え、未来に向けて夢と希望にあふれたまちづくりと市民の一体感の醸成、子どもたちの育成、交流、にぎわいの創出などをテーマとしてさまざまな記念事業を実施しております。まだ年度の途中ですが、10周年事業としてどのような事業を行ったのか、またどのような効果が上がったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、笠井議員の一般質問の4点目、阿波市制施行10周年記念事業についてのうち第1項目めの10周年記念事業としてどのような事業を行ったのか、またどのような成果を上げたのかについて答弁させていただきます。

平成27年4月1日に市制施行10周年を迎えるに当たり、この節目を市民全体で祝うとともに、本市の歴史、文化など、さまざまな魅力を再発見、再認識し、郷土に誇りと愛着を感じ、さらに未来に向けて夢と希望にあふれたまちをつなげていくため、市民みんなの英知と活力を結集して、活気あふれる全体的な取り組みを推進することを基本理念とし、祝祭感の創出、郷土愛、また市民の一体感の醸成、将来を担う子どもたちの育成、交流、にぎわいの創出を推進テーマとして、さまざまな記念事業を実施しております。

特別事業として、平成26年度に阿波市制施行10周年記念式典を平成26年12月20日に、新庁舎及び交流防災拠点施設アエルワの落成に合わせ実施したところであります。また、本年2月には、阿波市出身の映画監督三木孝浩氏の作品「くちびるに歌を」の映画試写会を三木監督や出演者をお迎えし行うほか、NHK公開ラジオ番組上方演芸会では、上方の漫才師4組をお迎えし、演芸会を開催いたしました。そのほか、3月には、徳島県初の日本陸連公認のハーフマラソンコースを設け、阿波シティマラソンに、オリンピック出場選手である福土加代子選手をお迎えし、県内外から734名のランナーの参加により盛大に開催をいたしました。

また、今年度は、10月に徳島県と共催で行いました阿波市フェスタにおいては、阿波市民役所として、市民の力で新しい市庁舎を幸せ空間に、みる、きく、あじわう、かぐ、ふれるといった五感を使って阿波市を感じていただく体験型イベントを2日間にわたり開催したところ、市内外から約9,000人と、多くの方に訪れていただき、広く阿波市をPRできたものと思っております。

また、視覚、聴覚では、全国初の4Kプロジェクションマッピングコンサートを行い、日本が持つ最先端技術による光と音楽の融合に、来場者に驚きと感動を与えたところであります。

さらに、11月には、小・中、高校合同音楽祭を開催し、日ごろの練習の成果があらわれた、すばらしい演奏に多くの来場者の方から惜しめない拍手が送られたところであります。

また、連携事業では、現在それぞれの部署や各種団体により行っている事業に冠をつけたほか、各種団体、市民等の提案による市単独事業である、あわ夢プロジェクト事業により、市民の豊かな発想による魅力的なまちづくりを推進するとともに、今後の本市のさらなる飛躍につながる市民よりの提案事業を10事業行っております。どの事業も、子どもから大人まで、大勢の来場者でにぎわい、市民や将来を担う子どもたちの多くの参加により、小学校、中学校、高等学校、大学との連携も行い、それぞれの目的を達成することができたものと考えております。

全体的な成果といたしましては、イベントは、あながち一過性のものでしょうか、今申しましたさまざまな事業により、まちづくりの根幹でございます市民力、地域力、行政力の融和が図られ、今後の阿波市につながっているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 10周年事業では、市外からも多くの参加者のあった阿波シティマラソンや新庁舎を中心に開催された阿波市フェスタなどが行われ、阿波市フェスタでは、初めて新庁舎を訪れた人も多かったのではなかったかと思えます。市民からの提案事業も、市民の発想によるまちづくりとして、多くの事業が行われました。市民一体感の醸成やにぎわいの創出など、10周年事業は大きな成果があったのではないかと思います。記念事業として1カ年で終わらせるのではなく、今後もその成果を続けていく必要がございます。新年度予算編成前に、来年度以降、10周年記念事業の成果をどのようにつなげるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 笠井議員の来年以降その成果をどのようにつなげるのかについて答弁させていただきます。

今回の事業につきましては、市制施行10周年の記念事業として行ったものであり、来

年度以降においては、記念事業実行委員会も解散することにより、一区切りつけることとなります。しかしながら、それぞれの部署においては、阿波シティマラソンや阿波市音楽祭など、さまざまな事業は行っていく予定であるため、現在行っている事業をより効果的な事業となるよう検討するなどし、本市の歴史、文化、さまざまな魅力を再発見、再認識し、郷土に誇りと愛着を感じ、さらに夢と希望にあふれた阿波市をつなげていくため、市民の英知と活力を結集して、阿波市の魅力を市内外に発信していけたらと考えております。

また、市民による提案事業である夢プロジェクト事業についても、次年度以降も阿波市の納涼祭、こども祭り、阿波オープンガーデンを初め、スポーツ・音楽関連事業についても継続的に開催できるように検討しております。

今回の10周年記念事業については、阿波市の新庁舎及び交流防災拠点施設アエルワに親しみを持っていただくことも兼ねて実施していることにより、アエルワの有効活用も含め、文化事業等に対する補助金を充当することも含め、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ご答弁いただきました。

現在の事業をより効果的な事業となるよう再検討し、阿波市の魅力を内外に発信したいということでございます。来年度も引き続き阿波市のまちづくり、市民の一体感の醸成、子どもたちの育成、交流、にぎわいの創出など、記念事業の成果を引き継ぐ事業を来年度も市民と協力しながら一緒になってやっていただき、また企画していただきたいと思っております。

以上、4つの項目について質問させていただきました。それぞれに真摯にお答えをいただきましてありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（木村松雄君） これで2番笠井一司君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時58分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、4番榎原伸君の一般質問を許可いたします。

4番榎原伸君。

(15番 岩本雅雄君 入場 午後4時15分)

○4番(榎原 伸君) ただいま議長の許可をいただきましたので、4番榎原伸、一般質問を行います。

今年も、早いもので12月師走を迎えまして、2015年暮れようとしておりますが、今年もこの年度当初にイスラム国の日本人処刑のショッキングな事件に始まりまして、さまざまなことがありましたが、この阿波市議会では特筆すべきことがありました。

阿波市議会は、この10年間問題もなく活動を続けてまいりましたが、時代の変化に対応すべく、合併時に制定されました議会議員政治倫理条例、また現在20人の定数、阿波市では認められておりませんが、政務活動費を検討すべく議会改革検討協議会を立ち上げました。市民の負託に応える議会、自浄努力を重ね、議会力の向上を目指す阿波市議会に市民の皆さんは大なる期待を寄せていただきたいと思います。そして、確かに議会は変わりつつあります。本定例会におきましても、質問に立つ人が15人、そのおかげで、本日6番目の登壇でございますけれども、皆さんお疲れと思っておりますけれども、一般質問は議会が持つ機能を議員が果たす、一人でもできる市政改革になり得るとの意識のもとで、さまざまな質問が出されているようです。私も、今回条例の制定、そして土成町の丸ごと公園構想といった政策提案型の質問と追求型質問としまして生きる力の育成を通告しております。

その1点目でございますけれども、条例制定につきまして、今阿波市では現在約220の条例があるそうです。ご承知のとおり、条例は、地方公共団体の議会の議決に基づき、所管事項について定められ、自治体内でのみ法律の範囲内で市民に義務を課し、権利を制限することができるもので、条例を制定することによって、まちづくりの基本理念や市政運営の基本原則を明らかにするものです。条例もさまざまで、国の制度設計や法律をそのまま自治体にカスタマイズしたものから、市町村独自の政策実現のためのものまで、多種多様であります。そして、さきに述べました、私たちも阿波市議会議員政治倫理条例によって、議員みずからが公正公平の立場に立つことが求められております。

そこで、私は、阿波市らしいという観点に立って、条例を2つ提案いたします。

まず1つは、2011年の3・11東日本大震災、そして本県でも近い将来に起こることが想定されております南海トラフ地震、こうした自然災害からの安全確保に対する意識は急速に高まってきており、安全・安心の視点に立ったまちづくりが求められております。これまで阿波市では、災害対策基本法や防災総合計画に基づき、防災対策を講じてきましたが、行政による防災対策の充実はもとより、市民みずからが災害への備えを実践し、災害に強いまちづくりが不可欠であります。市民、事業者、市、議会、それぞれの責務や役割を明確にして、阿波市らしく防災対策でのまちづくり、人づくり、そして独居老人や妊婦さんなど、そういった要援護者への取り組みを確立して、全ての市民が安心して生活できる阿波市災害対策基本条例の制定を提案いたします。

そして、2つ目は、農業総生産高約170億円のこの阿波市では、この強みを生かして、食によるまちづくりを推進すべきと考えます。安心・安全な食材を基本とした農業振興、そして伝統の食文化、食に関する産業の発展などによって、子どもから大人までが心と体を健康にして、明るく発展的な阿波市を目指してほしいと思います。そして、この条例でも阿波市らしいといえますか、他市の模倣でなくて、独自性を持った条例ということで、伝統の食文化の中にとらいうどんの日を制定をして、そしてさらに和食の日を取り上げてもらいたいと思います。

土成町宮川内、この地に伝わるうどんの食文化を継承していくためにも、11月7日をたらいうどんの日と正式に定めてはどうでしょうか。これは、昭和6年11月7日、土御門上皇700年祭に、当時の徳島県知事が御所を訪問して、この知事さんが北海道出身だったものですから、振る舞われた、飯盆に入ったうどんを見て、これはたらいうどんのようだとわれ、これがたらいうどんの始まりと言われています。このように、御所に伝わるうどんの歴史、そしてお隣香川県のさぬきうどんでは味わえない、太くてこしの強い御所のたらいうどんの魅力、おいしさ、そしてたらいうどんは、大勢で食べますので、食の楽しさを育む運動につなげてもらいたいと思います。

そして、今年の11月7日には、たらいうどん店7店の協力をいただきまして、地元産小麦100%のうどんを食べてもらおうと、御所のたらいうどん小麦フェアを実施いたしました。市長は、全ての店を回られたとのことですが、反響やいかがだったでしょう。

そしてもう一つ、お米の消費拡大、米飯給食の回数をふやし、学校給食に和食の導入を後押しする機運が高まってきております。和食の大切さを再認識してもらおうと、11月24日、いい日本食、この語呂合わせから、ある団体が和食の日と制定しております。和

食の魅力を伝え、米飯給食を推進することで、食料自給率の向上につながると思っていますので、阿波市らしく、この2つの記念日を盛り込んだ食育を推進する目的を持った、阿波市食育基本条例の制定について、市の考えをお聞きします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、樫原伸議員の一般質問の1点目、条例制定についてのうち、1項目めの阿波市災害対策基本条例について、企画総務部より答弁させていただきます。

最初に、阿波市の災害対策について説明させていただきます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、想定されていた規模を超える地震や津波が発生し、広い範囲にわたって甚大な被害が発生いたしました。また、近年では、台風、ゲリラ豪雨、洪水、竜巻など、多くの自然災害が発生しております。さらに、本県では、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されているところであります。

次に、阿波市では、災害対策基本法の改定、国の防災基本計画の改正、南海トラフ巨大地震被害想定の見直しなどにより、平成26年7月に阿波市地域防災計画の大幅な改定を行いました。地域防災計画では、市及び指定行政機関、指定公共機関等の事務及び業務の大綱を初めとして、災害予防、災害応急対策など、市民の生命や身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に食いとめるため、災害対策におけるあらゆる項目を位置づけしております。しかし、大規模な災害に対しては、行政だけが防災に取り組むのではなく、市民一人一人がみずからのことはみずからが守る自助、地域において互いに助け合う共助、そして市が安全を確保する公助が相互に連携し、協力することが重要となります。

現在、自助、共助については、市総合防災訓練、林小学校区自主防災組織連合会、御所小学校区自主防災組織連合会においては、防災訓練を実施しております。先月実施いたしました防災フェスタでの倒壊家屋訓練などの啓発により徐々に広がりを見せており、公助におきましても、仮設トイレ、毛布、発電機など、備蓄物資の充実など、さまざまな災害対策の推進を図っております。

今後におきましては、特に自助、共助の重要性をより一層充実、推進していくために、どんな手法がよいのかを災害対策基本条例の制定も含めて研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。



○健康福祉部長（高島輝人君） 檜原議員の一般質問1問目、条例制定についての2点目の阿波市食育基本条例について、健康福祉部よりお答えを申し上げます。

近年、私たちの食生活は、ライフスタイルの多様化などに伴って大きく変化をしてきました。その変化の段階で、食に対するよい変化や問題点も出てきております。このようなことから、食育についての基本理念を明らかにし、その方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成17年に食育基本法が制定されました。徳島県におきましては、食習慣の乱れに伴う糖尿病等の生活習慣病が増加し、糖尿病死亡率が平成5年からは、平成19年、平成26年を除き、全国ワースト1位となっております。本市においても、県同様高い水準にあり、早急な対策が必要となってきております。このため、健康寿命の延伸と予防重視型社会の構築に向け、自分の健康は自分で守るという認識を持って一人一人が健康づくりに取り組み、本市全体の健康づくりを計画的に推進することを目的に、阿波市健康増進計画、食育推進計画を平成23年に策定いたしております。この計画の期間は、平成23年から平成32年までの10年間の計画で、平成27年度に中間評価及び見直しを行うこととしております。健康増進計画の部分につきましては、既に平成25年度に見直しを行っていることから、本年度は食育推進計画の部分についての見直し作業を行っているところでございます。

今後も、現在策定しております阿波市健康増進計画、食育推進計画に基づき、計画を着実に実施していくことにより、地域で暮らす誰もが計画推進の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担い、住民相互の交流を通じた取り組みが行えるよう関係部局がなお一層の連携を図り、市民の健康と食の推進を図ってまいりたいと考えております。

議員ご提案の阿波市食育基本条例の制定につきましては、今後その目的や必要性など、幅広い視点から他市の先行事例等も調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 檜原伸君。

○4番（檜原 伸君） ただいまのご答弁で、どちらも調査研究していきますとのご答弁でした。せめて、本市の防災、食育の基本理念を定めるものとして大変重要な意義を持つもので、災害対策基本条例、そして食育基本条例制定をせめて前向きに検討しますぐらいは答弁が欲しかったんですけども、先輩議員からも、理事者側から研究します、調査研究

しますと言われたら、これはできません、しませんということと同じだと言われております。ショックなんですけども、今回の提案でわかったことは、2つとも国の法律があつて計画書の作成が義務づけられており、それぞれの所管部門では、その計画の見直し作業ということをやっているそうです。ですので、私の提案している阿波市らしさを盛り込んで、その計画書の中に阿波市らしさというところを盛り込んでもらうか非常に悩みましたけども、私の念願は、災害対策基本条例制定のまち阿波市、食育基本条例制定のまち阿波市、この2点であります。2つは非常に厳しいので、何とか阿波市食育基本条例だけは制定したいと思っております。地方自治法、そして阿波市議会会議規則にのっとり、議案提出権を行使して、条例の議員提案に向けてこの老体にむち打とうと思っておりますので、そのときには議員の皆様のご賛同をお願いしまして、2問目に移らせていただきます。

2問目の阿波市の教育につきまして2点、生きる力の育成についてであります。

この質問は、そもそも空調設備の導入に端を発しております。空調設備導入は、22年12月議会で、こちらの森本議員から要望の質問があり、その後も7人もの議員が同様の質問をしてまいりました。しかし、特別教室へは設置されてきましたが、普通教室へは見送られてきました。ところが、この秋、PTA連合会の陳情が功を奏したのか知りませんが、地方創生に向けた阿波市版の総合戦略、未来の阿波市を担う人材づくりの事業として普通教室へのエアコン設置が盛り込まれました。エアコン設置を要望、質問してきた議員は皆さん憤りを覚え、登壇しなかった議員からも議会軽視との声が聞かれました。

私も小学校時代は、夏の授業は、蝉の声はうるさい、鳴き声は響き渡るし、額からは汗が滴り落ちる、そんな環境の中で授業を受けてきましたので、精神論に立った考えがわからなくもないのですが、最近の異常気象を鑑みて、快適で安全な教育環境の実現に向けて、皆さん、要望、質問をしてきたわけですが、それにもかかわらず、まるでエアコンは発汗作用を阻害する、体に悪影響を与える、忍耐力のない子どもを助長する、ひ弱な子ども、そういったイメージが先行して、我慢強い子どもを育てるのも教育であると、生きる力の育成を掲げる阿波市からすれば、まるで私たちの質問は見当違いのように映っていたのでしょうか。

そこでお聞きします。

坂東教育長は、昨年6月に就任されたときの挨拶で、前教育長が掲げていた生きる力の育成を重視してまいりますと決意を述べられました。阿波市教育委員会では、この生きる力の育成に対しどのように取り組んでいるのか。豊かな心、確かな学力、健やかな体、こ

のバランスのとれた力を生きる力というそうですが、ここでは3点目の健やかな体についての育成策をお聞きします。できれば、具体策も上げて、わかりやすくお答えをいただきたいと思います。

そして同じように、空調機の導入につきまして、結果的にエアコンの導入が事業計画に盛り込まれて、子どもたちにとって大いに喜ばしい結果ですので、これ以上は申しませんが、ただ気になる、その導入計画の部分について2つお聞きしたいと思います。

阿波市版の総合戦略では、実施状況の検証のための客観的指標を設定することとしております。よく出てきますKPIですね、重要業績評価指標。それによりますと、平成30年までの3年間で全ての学校の普通教室に設置とあります。これは、予算が伴っておりませんので非常に質問しづらいのですが、その実施方法についてお聞きします。

それともう一点、エアコンには大きく分けて電気空調とガス空調があります。ここで、冷房の原理について説明をさせていただきます。皆さんに、しばし化学の時間とさせていただきたい、ばけ学のほうですけれども。冷房の原理なんですけれども、注射をする際にアルコールで皮膚を消毒すると、ひんやり冷たく感じます。この現象は、アルコールや水が周囲から熱を奪って蒸発して、周囲を冷却したからであります。このように液体が蒸発して気体になるとき、周囲からの熱、蒸発熱を奪う性質があります。これを応用したのが冷房の原理であります。アルコールのかわりに、R410Aという冷媒物質を熱交換器で連続的に蒸発させて冷やします。そして、教室内の空気は冷たくなった熱交換器に触れて、冷房がきいてまいります。そして、室外機のコンプレッサーを駆動させるのが、電気モーターの場合は電気空調、ガスエンジンで駆動させる場合がガス空調、大きく分けて二通りなんですけれども、どちらも長所、短所があるようです。

それで、これに関しまして、1点申し添えさせていただきます。

阿波市議会では、今年3月定例議会において、公共施設などへのLPガス設備の導入に関する請願が採択されております。さっき言いましたガスエンジンでのガス空調ですね、GHPと言いますけれども、このガスエンジンヒートポンプが推奨されております。平時は節電型の空調設備として活用し、災害時には復旧が早いことから、避難生活の環境を早期に改善できるとあります。大規模災害発生時には、避難場所となる公共施設、もちろん学校は災害時避難場所指定がされていますので、平時からの備えとしての意識も必要かと思えます。阿波市では、このシステムに関してどのように考えているのか、あわせてお聞きいたします。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 樫原議員の生きる力の中の一つである健やかな体の育成についてお答えをさせていただきます。

なお、暑さ対策等につきましてのことは、次のエアコンと関連いたしますので、そのときにお答えをさせて、私は、健やかな体全般についてお話をさせていただきます。

健やかな体の育成につきましては、各学校において毎年体力向上計画を作成し、各学校の特色を生かした計画に基づいて、多様な取り組みを推進しております。具体的な体力づくりの方法としては、マラソン大会や縄跳び集会を実施したり、業間や昼休みの時間に外遊びを奨励したりしております。さらに、体育の授業の中で、体ほぐしや柔軟体操、また5分間走を積極的に取り入れるなど、各校で工夫した体力向上の取り組みを進めております。

また、子どもの心身のバランスのとれた成長を図るためには、体力向上とともに、健康で安心な生活習慣を実践していくことが必要となります。食習慣を含む生活習慣の改善は特に大切なことであることから、家庭と連携しながら、「早寝早起き朝ごはん」の実践や徒歩通学の奨励を行っている学校もあります。そのほかにも、PTAを中心にして、親子のかかわりを深める行事を企画実践しているところもあります。

中学校におきましては、部活動はもとより、各学校の伝統や特色を生かした独自の行事、マラソン大会や市内オリエンテーリングを実施し、体力向上を図っております。

さらに、阿波市における特色ある取り組みといたしましては、平成25年度から市単独事業の体力向上指導員派遣事業を実施しております。この事業は、子どもたちに運動する喜びやスポーツの楽しさを体験させることにより、運動習慣を身につけ、体力の向上を図る事業でありますけれども、毎年多くの幼稚園や学校で活動していただき、好評を得ております。さらに、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となる食育についても、学校教育活動の基盤として推進しております。家庭や地域、関係機関や関係部局と連携しながら、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける取り組みを実施しております。このようにして、子どもたちの健やかな心と体づくりに努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） 樫原議員の阿波市の教育についての2点目、普通教室への空

調機導入計画についてお答えをいたします。

阿波市教育委員会といたしましては、これまで各学校では健やかな心と体づくりのためにさまざまな取り組みを進めてきました。その中で、暑さ寒さに対して順応する力、環境への適応力も必要なことから、気温や湿度の変化に対して自主的に対応する力や知恵を身につけるよう、家庭とともに取り組んできました。特に、暑さ対策につきましては、植物カーテンや遮光、散水による気化熱の利用、自然の風を取り込むなどの工夫や熱中症など暑さ対策の勉強会なども行ってまいりました。しかしながら、近年の気象状況を見ますと、全国的にも最高気温が35度以上の猛暑日が続くこともたびたび発生することもありました。こういった状況や議会からの提言、保護者、市民からの要望、学校施設の整備状況から、校舎への空調機導入時期について検討をしてまいりました。本年10月に「輝く阿波市に煌めく未来」と題し、阿波市総合戦略が策定されました。そして、この戦略の基本目標4、安心・安全な誇れるまちづくりの中で、平成28年度から平成30年度末までの3年間の期限をもって、普通教室へのエアコン設置を完了するという事業目標を掲げております。

この計画の進捗の状況、予定といたしましては、現在学校の施設状況の確認を行い、設置教室の絞り込みと設置機器等の検討を行っている最中であります。来年度以降において、文部科学省の学校施設環境改善交付金、補助率3分の1でございますけれども、この補助事業の動向を見きわめながら、エアコンの設計と設置工事を中学校分と小学校分に分けて、年度ごとに推進していければと考えているところです。

また、導入機器のシステムについても調査をしております。通常、電気式のエアコンでの検討はもちろんのことですが、今お話しがありましたLPガスエンジンでのコンプレッサーを駆動させるガスヒートポンプエアコンの性能も近年向上しており、徐々に公共での導入も広まってきております。この電気式とガス式の両者の有効性等について情報収集しているところであります。両者を簡単に比較しますと、学校にはベランダがありますので、電気式は各室個別に容易に取りつけることもでき、機器も静かに稼働します。ただ、一同に一斉にスイッチを入れますと、瞬間的な消費電力が大きくなり、業務用電力の基本料金がかかなり高くなるおそれがございます。省エネのために監視を行う必要があるかと思われれます。一方、ガス式は、LPガスによるエネルギーを使いますので、非常に消費電力が少ないこと、室外機1台の出力が大きく、複数の室内機に使えることが特徴です。また、停電時でも駆動させることが可能な機器もあるようでございます。ただし、日常使用

においては、まだ駆動音が少し大きいということもあつたり、教室のベランダへの室外機設置は厳しいかもしれません。校舎の外に室外機とガスボンベを備えつける必要が出てくるかと思えます。また、他県での発注例を参考にしたところ、視聴覚室やホール的な部屋など、教室より大き目の部屋に導入する事例が見られます。落札例を参考にした場合、一般の電気式に比べ工事費用が割高になる傾向が見られます。これらの特徴や問題点について、より詳しい情報を収集し、用途別の設置や費用対効果も含めて検討を行い、導入計画を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 檜原伸君。

○4番（檜原 伸君） 健やかな体ということでは、教育長から各学校において体力向上計画を作成して、それぞれ工夫を凝らして取り組まれているとのことですが、ここにぜひエアコンのマイナスイメージを払拭して、教職員や子どもたちや父兄が納得する最低限のルールを盛り込んでいただきたいと思います。

それと、具体例ということで挙げていただきました、25年度から体力向上指導員派遣事業を実施と。この事業は、父兄からも高い評価を受けてるとの答弁で、この点は、私も地元のこども園において子どもたちが運動する喜びを実感していると感じました。運動会や合同発表会での子どもたちのパフォーマンスには感動すら覚えました。実際に指導されている、その指導員いわく、本来子どもは体を動かすのが大好きなんですと。その持論に立って、幼稚園児にですよ、組み立て体操や跳び箱に挑戦させているのには非常に驚きました。子どもたちの体力向上に成果が見られるだけでなく、子どもたちの自信にもつながるこの取り組み、現在指導員1人で孤軍奮闘しております。父兄からも好評を得て、その成果が期待されているのですから、ぜひ増員して、この事業の充実を図ってほしいと思います。

それと、次長のほうから、エアコン設置についてご答弁いただきました。

文科省の交付金の動向を見きわめながら、小学校、中学校に分けて年度ごとに推進するとの考えのようですが、1年目に何校かして、2年目にまた何校かで、最終年度に残りの学校に設置するというのが、僕一般的にそういう考えになってしまいますけども、それでは公平感が保てないと思いますので、ぜひ1年目に設計や予算確保に時間をかけて、できれば、これは私たちが5年言い続けておりますので、3年と言わずに、2年目に一斉設置の方向でお願いしたいと思います。

そして、このシステムにつきましても、今はまだ計画段階とおっしゃってありました。ガス空調、また電気空調のインシヤルコスト、ランニングコストを含めた経済性はもちろんですが、設置性、また防災性なども、一番肝心の子どもたちのことを最優先して、慎重に検討をしていただきたいと思います。

それでは、最後の阿波市の農業振興についての1点目、鳥獣被害調査の実施につきまして質問をいたします。

これは、私、9月定例議会で阿波市における鳥獣被害を尋ねましたら、被害額はほぼ300万円ぐらいで推移していると、被害面積は約4ヘクタールに増大傾向にあるとのことでありました。果たして、本当に農産物の被害はその程度でしょうか。共済組合のデータなら、保険適用がされたものだけだと思いますので、実際はもっと高い額でないかと思います。所管されています農地整備課には、これまでどおり有害駆除への取り組みはもちろんですが、実際の被害額の調査を行っていただきたいと思います。販売目的の農産物に加えて、家庭菜園の被害額、さらには通学路などにおける猿やイノシシの出没状況、また生態系などを1年かけて調査をしたものをデータ化してはどうでしょうか。

答弁にありました300万円、この300万円といえば、阿波市の産出額の170億円から見たら、わずか2%ぐらいなんです。私は、この5年間、担当職員が日曜日も返上して一生懸命に対応してくれている姿を見ていますので、余り無理は言いたくはないのですが、300万円、この300万円くらいという被害金額を過小評価しないとも限りませんので、より一層真剣さを持って、効果的な対策を講じるためにも、鳥獣被害の実態をつかむべく、再調査をすべきと考えますが、所見をお聞きしたいと思います。

それと、2点目が土成町丸ごと農村公園構想の実現。

阿波市の各町は、それぞれ活性化に向けて将来ビジョンを模索しております。一番面積の広い阿波町では、今花観光に加えて、コンパクトシティーを目指すという考えがあるみたいですけど。そして、市場町では、現在ビジョンらしいものは示されておりましたが、阿波市のシンボルとも言える庁舎が完成したことによりまして、市のイベントや文化の発信の中心となるわけですから、その強みを生かしたビジョンが描かれるものと期待をいたします。そして、吉野町でも、それぞれの議員、ユニークなアイデアをお持ちのようで、それに期待をいたしております。

私の土成町では、基幹産業の農業を最大に生かした6次産業化による成功の町にしたいという思いから、先ほど言いました土成町丸ごと農村公園とする構想を提案いたします。

お米を初め、野菜、果樹、花卉、畜産と、土成町はまさに日本農業の縮図でもあり、土成町を縦断しております国道318号線沿いには、イチゴやブドウといった直売所が建ち並んで、フルーツロードと呼ばれております。そして、温泉施設、またゴルフ場、そういったことから、健康の供給基地でもあります。さらに、弘法大師の世界に触れられる町でもあります。国を追われた土御門上皇が京都御所を再現しようとした、ロマンあふれる町でもあります。ないものねだりでなくて、あるもの探しをすれば、まだまだたくさんの観光資源があるこの土成町を丸ごと農村公園という構想で、お米や野菜をつくる1次産業、そして製造・加工の2次産業、小売、また観光といった3次産業までを取り入れた6次産業化のテーマパークにしたいと思っております。まずは、土成町6次産業推進協議会を立ち上げるためにも、研修会や検討会を開催する必要がありますので、阿波市には、そうした準備と、この構想実現に向けて、生産農家、JA、企業、学校、各種団体などとの連携、調整を図って、コーディネーターですかね、プロデューサー的な役割を担ってほしいと思いますが、所見をお聞きます。

(6番 藤川豊治君 退出 午後5時01分)

○議長(木村松雄君) 天満産業経済部長。

○産業経済部長(天満 仁君) 榎原議員の一般質問の3点目、阿波市農業振興についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の鳥獣害の被害の再調査についてでございます。

鳥獣害による被害数値につきましては、農業共済組合からの報告と直接市民の方から市役所へ寄せられました情報をもとに、県の基準をもととして市が査定いたしましたもので、平成26年度の被害額といたしましては308万6,000円、被害面積は約4ヘクタール。過去5年間の平均といたしますと、被害額が302万3,000円、被害面積は2.6ヘクタールと、近年増加傾向にございます。これは、去る9月の第3回の議会定例会でも答弁させていただいたとおりでございます。そのため、この数値につきましては、届け出をいただいていないものや個人の自家野菜などの被害は集約できていないというのが現状となっております。

ご質問の鳥獣害の再調査をしてはどうかとのご質問でございますが、市が考えますのは、被害額の収集だけではなく、鳥獣の生息数の実態調査なども必要ではないか。単に鳥獣被害の軽減、問題解消ということではなく、今後の農業振興を考えていく上で、その実態を把握することは必要であるというふうにも考えております。



被害額の収集につきましては、アンケートやそれぞれ地元の方に聞き取る方法により可能と考えますが、猿、イノシシ、鹿、カラスなどのその生態系につきましてはそれぞれ異なっておりますので、一気にその生息数を集約することは難しいことというふうに考えております。今後、さまざまな手法を検討いたしまして、その実態の把握に努めていきたいというふうに考えております。

ここで、ご質問趣旨に関連いたしまして、現在本市が国、県、そして地元の猟友会の方々、また地元の市民の方々のご協力をいただいております新たな対策を少し紹介させていただきたいと思っております。

これは、今年度からの新規事業といたしまして、国の補助をいただきまして、ICT通信技術を利用した事業と県が実施する対策事業をマッチさせて、人家付近の農作物に被害を及ぼすおそれのある猿を大型囲いわなによりまして重点的に捕獲しようとするものでございます。これまでの装置にはなかった、現場の動画の配信やわなの扉を閉める作業が遠隔操作でできることから管理労力の軽減が図られ、効率のよい捕獲が見込まれるものでもございますので、今後長期継続的にその効果を検証してまいりたいと考えております。

この件につきましては、以上答弁とさせていただきます。

続きまして、2点目の土成町丸ごと農村公園の構想について答弁させていただきます。

ご質問の中にもございましたとおり、土成町には豊富な資源が数多く存在しております。その幾つかを上げさせていただきますと、地域を南北に縦断する国道318号線沿いを中心としたエリアにおきましては、観光、農業を軸として、阿波市を代表する観光資源の一つである御所たらいうどん店が宮川内谷川に沿って営業をされております。先月には、新たな取り組みといたしまして7店舗が連携して地元産小麦を使った御所たらいうどんの阿波小麦フェアが開催されまして、市内外からのお客さんで大いににぎわったところでございます。また、歴史が探訪できる土御門上皇の伝承地や自然が織りなす谷あいのもみじや太鼓坂などもその魅力の一つでございます。土成インターチェンジの南北の周辺では、通称フルーツロードと呼ばれる国道沿いに、旬の時期には、新鮮でおいしいブドウ狩りやイチゴ狩りが楽しめる、これらを直接購入できる直売所も点在しております。このほかにも、食事や温浴を楽しめる御所の郷や三木武夫元総理の銅像が立つ土成中央公園などもございます。県道鳴門池田線近くには、民間の宿泊施設や最近拡張されましたJA板野郡の産直市などにもぎわいを見せております。また、土成町東西約7キロのエリアには、四国霊場札所のうち、第7番札所の十楽寺を初め、8番の熊谷寺、9番の法輪寺、3カ寺

があるほか、県外からも多くの方が訪れているゴルフ場が運営をされております。

このように、土成町には、食、自然、歴史など、魅力ある多くの資源があることから、この特色を生かした観光客の集客と滞在時間を増加させ、地域の活性化を図ろうとするご提案をいただきました土成町丸ごと農村公園の構想につきましても、壮大で非常に興味の湧く新たな発想であると感じております。しかし、この構想を成功させるには、観光客などのニーズを的確に捉え、それぞれの点である資源を線で結び、面に広げる思い切った施策を講じる必要があると考えます。

ご質問にございました土成町丸ごと農村公園構想を進めるためには、推進協議会の設置から関係団体との連絡調整役を市の職員にというご要望ではございましたが、県内各地で地域おこしとなった事業の事例を見てみますと、神山町のIT系ベンチャー企業のサテライトオフィスの誘致、あるいは上勝町彩の葉っぱビジネスなどがございますが、どれを見ても、成功した取り組みといたしましては、行政主導ではなく、民間の企業や個人、あるいはNPOなどが率先して実行した結果なし得たものであると考えております。その実現のためには、まずこの構想を実行しようとする地域の強い意欲やかたい結束力が必要であると同時に、地域をまとめる的確な人材の確保が重要であり、多くの時間を費やしてでも地域の農家や関係団体、また行政が連携した協議を重ねていく必要があると考えます。

現在、本市では、幾つものまちづくりにつながる計画が策定されておりますが、去る10月には国のまち・ひと・しごと創生の総合戦略の方針を受けて、阿波市におきましても、「輝く阿波市に煌めく未来」と題して、阿波市総合戦略を策定いたしましたところでございます。この計画におきましても、活力ある暮らしやすい地域づくりという目標の中で、各地域で活躍する人材の育成のためにリーダー育成塾を開催、あるいは新たな人の流れをつくるという目標の中では、着地型観光の開発、新たな観光ルートの形成についても取り組むとしておりまして、優秀な人材づくりや新たな観光を創造していきたいと考えております。

今後も、市行政といたしましては、やる気のある地域のまちづくりや活性化を支援していくことが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(6番 藤川豊治君 入場 午後5時02分)

○議長(木村松雄君) 榎原伸君。

○4番(榎原伸君) ありがとうございます。

鳥獣害被害について答弁いただきまして、私も、これまで3回、4回、鳥獣被害について質問をしてきました。なぜここまで鳥獣被害のことを取り上げるかと言いますと、農家の方も、今はまだせつかくつくったものが収穫直前で食べられたり、荒らされたりということで怒りですけども、これが徒労感に変わってしまうのが怖い。そして、諦めや失望感に変わってしまうのが、これは大変です。そして、阿波市内には、四国八十八カ所霊場が4カ寺もあります。歩き遍路や通学する児童・生徒に、猿やイノシシの出没というのは危険そのものであり、安心してお寺参りや通学してもらおうべきと考えております。さらに、徹底した生態系の調査は有効な対策に不可欠と思われるので、所管の部署だけでなく、県の緊急雇用創出事業とか、阿波市のシルバー人材センターを活用して、利用して、再調査を実施していただきたいと思います。

それと、私の構想であります、土成町丸ごと公園構想。

今、天満部長からは、壮大で興味の湧く新たな発想であるとおっしゃっていただいて、共有意識を感じましたけども、そうは言いながら、この構想実現に阿波市には調整役をと質問をいたしましたけども、阿波市版総合戦略の活力ある暮らしやすい地域づくりの目標もとのリーダー育成塾を開催して、地域で活躍する人材を育成すると答弁がありました。神山町や彩で葉っぱビジネスの有名な上勝町などの例を挙げて、あくまで民間、市民の力でと言われました。しかし、私には、地域おこしのリーダーが一朝一夕に育つとは思えません。それから、神山町の大南さんっていう方、この方のようにすばらしい経歴とカリスマ性を持っている人っていうのは、そうそういるものではありません。

私たち産業建設常任委員が、9月末に広島県の世羅町、ここは今や入り込み観光客数が130万人を超える6次産業推進の町を視察に行っていました。戦後国営農地開発事業で栄えた世羅高原における農業も、平成10年までは非常に課題が多く、地域の活性化に向けて行政の働きかけで、もう一度言います、行政の働きかけで6次産業ネットワークが誕生したとあります。平成10年に、世羅高原6次産業推進協議会を設立して、翌年に6次産業を目指す生産者とのネットワークを結成して、平成18年、このネットワークの拠点としてワイン工場から売店、レストラン、研修施設から成る夢高原市場を開設しております。その売り上げが約22億円、そして今や会員の数は、観光農園、加工グループ、農協、学校など、68団体に上るそうです。

活性化に成功した町、地域は、全てがよい方向に進み、この世羅高原も、尾道からのバイパスがつい最近完成して、利便性が増したとおっしゃっていました。逆に、人口減少の

町では、商店街のシャッターは閉まったままの店が目立ちます。先ほど、笠井議員も質問されておりましたが、地方で耕作放棄地は増加、空き家が目立つ、そういった負の連鎖が起こります。私は、世羅高原を視察してみて、農業の質、観光資源の豊富さ、交通アクセス、どれをとっても、土成町が勝っている、確信をいたしました。ですから、130万人とは言いませんが、10万人以上でも観光客がふえれば、阿波市にとって好循環が生まれると思います。

先ほど、天満部長、あくまで地域主体が理想で、時間はかかるかもしれませんが、まちおこしのリーダーを育成して、地域をよく知るリーダーたちによって構想実現を図るんだと。そして、阿波市としては、その部分を手助けしますとおっしゃいました。ですね。このように、土成町の持つ魅力を最大限に引き出すには6次産業であり、そしてそれを成功例にするのは、確かにおっしゃるとおり、地域の責務だと思いますし、若いリーダーが実践するのが理想であります。ただ、地元の土成町民、この地元の魅力や財産に気づいておりません。そして、のんびり型の人が多くて、危機感に乏しいというのも事実であります。そんな地域の背中を押す努力は、ぜひ市がやってほしいと思いますが、阿波市にいられて半年、県でのキャリアを持って冷静に客観的な分析、判断ができる政策監に、この阿波市の関与についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木村松雄君） 市原政策監。

○政策監（市原俊明君） 議長の許可をいただきましたので、樫原議員の再問にお答えを申し上げます。

近年、全国で新しい観光地の成功例がいろいろニュースで聞かれております。こういった観光地につきましては、いずれも地域の持つ独自の素材、それから文化、ローカルな資源を生かしまして、またあるいはそれらを組み合わせて、それまでは気がつかなかった、気がつきにくかった潜在力を引き出すことで、新しいストーリー性でありますとか、テーマ性でありますとか、そういうことを持たせて新しい魅力として提供しておるとい、いわゆる着地型観光とよく言われておりますけれども、こういった傾向が見られておると考えております。そうした意味で、ご提言いただいております土成町丸ごと農村公園、これは地域の素材であります御所のたらいどん、それからブドウやイチゴ等の果実、あるいは阿波御所のあった歴史、それから由緒のある神社仏閣等々、いろんな資源を含めまして、こういったいろんな素材、潜在力をつなぎ合わせて新たな魅力につなげていくということで、これは午前中に稲岡議員からのご質問の中にもありました夢とロマン、まさに夢

とロマンのある興味深い取り組みであるというふうに考えております。

ただ、特にこうした観光分野の取り組み、観光事業、ビジネスということで成功させるためには、これも市長のほうからご答弁を申し上げましたように、その核となるところは、やはりこれは市民力でないかというふうに考えるところでございます。このため、資源をよく知り、地元をよく知り、その構想実現に夢を持って、最初から実現に至るまで、高い意欲を持って取り組んでいただける人の存在というのが不可欠で、こうした人材は、先ほど部長からもお答えを申し上げましたとおり、行政主導ということではなかなかやはりどうしてもうまくいかないのではないかというふうに考えております。かつて私も、いろんな観光の事業の中で、かつては官主導、それから第三セクターといった形で取り組んだ例も少なからず見てまいりましたけれども、時代の変化というのも確かにあろうと思うんですけれども、なかなかうまくいった事例というのは少ないのではないかなというのが実情だろうと思います。

これはどうしてかなというふうに考えた場合に、やはり行政が主導した場合、どうしても人事異動とか、それから特に観光事業なんかは経営ということになるんですけれども、単年度で行政の場合はどうしても評価をされてしまう。単年度だけの収支や経営状況だけで評価や判断できるものではないにもかかわらず、どうしてもそういった、この場合は制約というふうに言えるかもわかりませんが、そういったものがあろうかなと思います。そうしたことから、地域を盛り上げ、地元を盛り上げて、長い視点で事業化を進めていける核となる部分については、やはり地元で根差したやる気のある人が取り組みをされて、その方ご自身もその取り組みの中で自分も育っていくというふうなことが大事でないのかなというふうに思っております。

今年度、私も、県内あるいは全国でいろんな地域活性化に取り組んで成功してこられた講師の方のお話を伺う機会が何度かあったんですけれども、いずれの方も、その成功の要因の一つは、地域の方がキーマンとして、その取り組み自体に自負とやりがいを感じて取り組んだということをおっしゃっておりました。もちろん構想の実現に至るまでにはいろんな課題とかハードルが出てまいりまして、その中で当然市が支援をすべき部分でありますとか、お手伝いできる部分というのが当然出てこようかと思っております。土成丸ごと農村公園につきましては、まずは土成の状況をよく知る地域で機運を盛り上げていただいて、当然その中で議員も中心の中に入っていただいて盛り上げていただいて、その上で市も支援することで、構想の具現化に向けて連携して取り組んでまいりたいというふうに考えてお

ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 檜原伸君。

○4番（檜原 伸君） 政策監には、行政主導でのまちおこしや観光の失敗例も数々見てこられたと。その政策監の答弁なので納得をせざるを得ませんが、少し関与の点でかけ違いがあるようにも思います。6次産業化を予算から人から活動内容まで全て丸抱えというのは、それは要望しておりません。あくまで地域の人たちに行政がやってくれるというような他力本願の考え、概念は捨ててもらって、あくまで丸ごと公園の構想の内容を理解してもらって、テーブルに着いてもらう、そここのところをお願いしたいし、何度も申し上げます「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」と、この行政理念を実現できるのは土成町の丸ごと農村公園だと自負しておりますので、行政が、全部じゃなくて、ちょっぴり後押しして成功した例にするぐらいの発想でもって、スタートラインに立つまでの援助であったり、手助けをお願いをいたしまして、全ての質問を終わります。

○議長（木村松雄君） これで4番檜原伸君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日11日午前10時より一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後5時19分 散会